

平成 26 年度

全国児童発達支援センター 実態調査報告

全国児童発達支援センター
実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

はじめに

本会では、平成27年10月に毎年実施している実態調査を本協会児童発達支援部会に加入している児童発達支援センター277事業所を対象に行いました。ご回答頂きましたセンター・事業所の皆様に感謝申し上げます、ここに調査結果を報告します。

今回の調査内容は、昨年に引き続き、保育所等訪問支援事業、放課後等デイサービス事業、障害児相談支援事業などの多種多様な事業運営の実態調査としては大変有益なものとなっています。本調査結果をもとに、各地域における実情等を加味して、今後の課題解消に向けての一助になればと願っています。特に、平成30年4月の報酬改定に向けて、設置基準の見直し、食事提供加算廃止の見直し等について、地域における児童発達支援の中核的役割を担う「センター」の有意性が客観的データとして表出できるような調査となるよう願っていますが、今回調査の回収率62.1%（25年67.6%、24年71.9%、23年73.2%）に見られるように、ここ数年回収率が下降傾向にあることを危惧しています。今後も調査項目等については、必要な検討を行ってまいりますので、皆様方には、大変面倒な作業をお願いいたしますが、趣旨をご理解のうえご協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本調査の事務方として、配布・回収・集計・処理などの作業に迅速に取り組んで頂いた協会事務局担当の皆様には、衷心よりお礼申し上げます。

平成28年3月

児童発達支援部会

部会長 米 川 晃

目 次

はじめに

I 事業所の状況

1. 設置主体	148
2. 経営主体	148
3. 設置年	149
4. 児童発達支援センターの種別	149
5. 児童発達支援センターの実施する事業	150
6. 事業所定員等	151
7. 開園日数・利用形態	152
8. 事業所の主要室の有無	153
9. 未契約児童を対象とした事業	153
10. 障害児の処遇を協議する組織	155
11. 併行通園の状況	156
12. 加算・減算の状況	157

II 児童の状況

1. 児童の年齢別状況	158
2. 在籍児の在園期間	159
3. 入退園の状況	159
4. 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持状況	161
5. 利用契約児童（措置児童も含む）の障害状況	162
6. 重複障害・合併障害の状況	162
7. 介助度	164
8. 発達遅滞の原因となる疾患の状況	165

III 職員及びクラス編成

1. 職員の数と構成	166
2. クラス編成及び運営の状況	167

Ⅳ 家族支援・地域支援の状況	
1. 保護者支援・情報提供	170
2. 地域生活支援	171
3. 要保護児童	172
4. 関係機関との連携	174
Ⅴ 医療的ケアの実施状況	
1. 医療的ケアの実施	176
Ⅵ 放課後等デイサービス事業について	178
Ⅶ 保育所等訪問支援について	181
Ⅷ 障害児相談支援について	183
Ⅸ 障害児等療育支援事業について	185
X 通園バスの状況	
1. 通園バスの状況	187
XI 給食の状況	
1. 給食の状況	190
XII その他	
1. ボランティア	193
調査票	194

本調査は、本協会の把握する277の児童発達支援センターに調査票を配布し、172事業所（25年度188事業所、24年度197事業所、23年度197事業所）から回答を得た。回収率は62.1%（25年度67.6%、24年度71.9%、23年度73.2%）となっている。

I 事業所の状況

1. 設置主体

表1 設置主体

設置主体	事業所数	%
都道府県立	6	3.5
市町村立	78	45.3
民間立	48	27.9
その他	3	1.7
無回答	37	21.5
計	172	100

表1「設置主体」は例年と比べて大きな変化はみられない。

2. 経営主体

表2 経営主体

経営主体	事業所数	%
公営	37	21.5
社会福祉事業団	17	9.9
社会福祉法人(社会福祉事業団を除く)	78	45.3
NPO法人	0	0
株式会社	0	0
その他	1	0.6
無回答	39	22.7
計	172	100

表2「経営主体」は公営21.5%、社会福祉事業団9.9%と公的な経営形態の事業所が31.4%、民間の経営形態である社会福祉法人が45.3%となっている。24年度からの法改正の中で、NPO法人や株式会社も経営主体となることが可能となったものの、今回の調査では、協会に未加入であることから実態を把握することはできなかった。

3. 設置年

表3 設置年

設置年	事業所数	%
～昭和36年（-1961）	14	8.1
昭和37～昭和41年（1962-1966）	8	4.7
昭和42～昭和46年（1967-1971）	14	8.1
昭和47～昭和51年（1972-1976）	41	23.8
昭和52～昭和56年（1977-1981）	33	19.2
昭和57～昭和61年（1982-1986）	10	5.8
昭和62～平成3年（1987-1991）	3	1.7
平成4年～平成8年（1992-1996）	12	7.0
平成9年～平成13年（1997-2001）	10	5.8
平成14年～（2002-）	27	15.7
計	172	100

表3「設置年」をみると、平成14年以降設置された事業所は27事業所（15.7%）となっている。一方で、昭和36年までに設置された事業所は14事業所（8.1%）となっている。最も多いのが、昭和47年～51年にかけて設置された事業所で41事業所（23.8%）となっており、さらに昭和52年～56年にかけて設置された事業所を加えると74事業所（43.0%）となり、この時期に設置された事業所が多いことがわかる。

4. 児童発達支援センターの種別

表4 児童発達支援センターの種別

種別	事業所数	%
福祉型児童発達支援センター単独型	82	47.7
福祉型児童発達支援センター多機能型	77	44.8
医療型児童発達支援センター単独型	3	1.7
医療型児童発達支援センター多機能型	2	1.2
その他	3	1.7
無回答	8	4.7
実事業所数	172	100

表4「児童発達支援センターの種別」は、172事業所中159事業所が福祉型児童発達支援センターであり、医療型児童発達支援センターは5事業所のみである。種別の違いによる課題など、医療型センターと福祉型センターのあり方、児童発達支援事業所と児童発達支援センターとのあり方についても今後検討が必要となるのではないだろうか。

5. 児童発達支援センターの実施する事業

表5 児童発達支援センターの実施する事業

指定を受けている事業	事業所数	%
1. 児童発達支援事業（旧児童デイ）	50	29.1
2. 重症児児童発達支援事業	5	2.9
重症児児童発達支援事業の利用定員	50	—
3. 放課後等デイサービス事業	21	12.2
放課後等デイサービスの利用定員	160	—
4. 保育所等訪問支援事業	97	56.4
5. 障害児相談支援事業	87	50.6
6. 特定相談支援事業	47	27.3
7. 一般相談支援事業	10	5.8
8. 短期入所事業	2	1.2
9. 日中一時支援事業	26	15.1
10. 移動支援	0	0
11. 居宅支援事業	0	0
12. 障害児等療育支援事業	27	15.7
13. その他	2	1.2
実事業所数	172	100

表5「児童発達支援センターの実施する事業」の中で特に多いのが、「障害児相談支援事業」（87事業所）と、「保育所等訪問支援事業」（97事業所）で、27年度の必須化を見越した計画相談支援体制の準備やセンターの地域支援の拠点としての役割を担うための体制を構築している様子がうかがえる。一方、「障害児等療育支援事業」が27事業所（25年度45事業所，24年度41事業所）、「日中一時支援事業」が26事業所（25年度28事業所，24年度30事業所）と減少しているが、法改正による影響や法改正時にどのように対応したのかについては、今回の調査では把握できなかった。

6. 事業所定員等

表6 定員規模別事業所数

定員規模	事業所数	%
29名以下	20	11.6
30～49名	115	66.9
50名以上	37	21.5
計	172	100
定員合計（名）	6,173	-

表7 在籍児数

在籍児数	事業所数	%
29名以下	33	19.2
30～49名	81	47.1
50名以上	58	33.7
計	172	100

表8 定員充足率

〈事業所数〉

充足率	40%未満	40～60%未満	60～80%未満	80～100%未満	100%	100%超	計
事業所数	2	3	10	17	21	119	172
%	1.2	1.7	5.8	9.9	12.2	69.2	100

表6「定員規模別施設数」をみると、定員規模は30名～49名が115事業所と66.9%を占め、50名以上が37事業所21.5%、29名以下が20事業所11.6%である。

表7「在籍児数」をみると30名～49名が81事業所と47.1%を占め、次に50名以上が58事業所33.7%であった。

表8「定員充足率」は、「100%」及び「100%超」の事業所が140事業所81.4%（25年度146事業所・77.7%、24年度153事業所・77.7%）であった。一方、充足率100%未満の事業所が32事業所・18.6%（25年度42事業所・22.3%、24年度44事業所・22.3%）となっている。全体的には定員もしくは定員以上を確保している事業所が約8割を占めているが、充足率80%未満の事業所も15事業所（8.7%）（25年度16事業所・8.5%）あり、運営が可能か否かの確認が必要であろう。一方、100%以上の事業所が81.4%（25年度77.7%）あることは運営努力なのか、それとも社会資源の少なさなのかの検証と、100%以上の充足率で、子どもの療育環境は担保されているかなど、質についての調査等も必要であろう。

7. 開園日数・利用形態

表9 平成26年度の開園日数・利用契約児童数・及び措置児童数並びに延べ利用実数等

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開園日数	総数	3,273	3,540	3,678	3,823	3,131	3,522	3,838	3,227	3,256	3,266	3,331	3,329
	事業所数	169	170	169	170	170	170	170	168	168	168	168	168
利用契約児童数	総数	7,040	7,172	7,238	7,389	7,422	7,509	7,550	7,552	7,603	7,638	7,656	7,633
	事業所数	170	172	171	172	172	172	172	170	170	170	170	170
措置児童数	総数	7	7	7	8	8	8	8	8	8	9	9	9
	事業所数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
延べ利用予定数	総数	110,220	120,284	127,421	133,281	108,092	121,782	135,442	115,087	116,615	117,286	118,376	116,285
	事業所数	163	162	162	163	163	163	163	162	162	162	162	161
延べ利用実数	総数	94,821	106,449	111,418	114,007	88,598	108,690	117,477	98,564	98,142	98,845	103,154	102,975
	事業所数	171	171	170	170	171	171	171	169	169	169	169	169
1事業所あたりの利用率(%)		78.4	82.3	82.4	82.1	77.5	84.5	83.8	82.6	81.5	81.9	83.8	83.7

$$\text{※ 1事業所あたりの利用率} = \frac{\text{開園日数(総数} \div \text{事業所数)} \times \text{指定定員数(総数} \div \text{事業所数)}}{\text{延べ利用実数(総数} \div \text{事業所数)}} \times 100$$

表10 利用契約者児の利用形態

利用形態	事業所数	%
週6日以上	693	9.2
週5日	4,784	63.4
週4日	243	3.2
週3日	452	6.0
週2日	593	7.9
週1日	568	7.5
週1日未満	191	2.5
不明・無回答	26	0.3
計	7,550	100

表9「平成26年度の開園日数・利用契約児童数及び措置児童数並びに延べ利用実数等」は年間を通して月あたり約20日で、平均開園日数が少ないのは、8月（18.4日）で、多いのは10月（22.6日）、6月（21.8日）、9月（20.7日）、5月（20.8日）。他の月は19.4日前後であった。これまで長期休み、特に春休み・夏休み等時期に開園日数が少なくなっていたが各事業所の運営努力がうかがえる。

利用契約児童数と定員数をみると、利用契約児童数は4月から徐々に増加しており、2月が頂点となっている。年度の後半にかけて利用が増えるという傾向は、措置時代から現在まで変わっていない。利用率を見ると平均86.3%である。特に夏休みの8月（77.5%）、7月（82.1%）、4月（78.4%）が平均以下の利用率であり、開園日の工夫が利用率に反映できているかなどの調査も必要であろう。

表10「利用契約児の利用形態」をみると、障害者自立支援法施行以降の通園形態としての多様化が考えられるが、措置時代と変わらず「週6日以上」と「週5日」の利用の割合は72.5%（25年度68.9%）となっている。

8. 事業所の主要室の有無

表11 事業所の主要室の有無

設置年	事業所数	%
①指導室（1人あたり2.47㎡以上）	166	96.5
②指導室（要件適用しない）	14	8.1
③遊戯室（1人あたり1.65㎡以上）	164	95.3
④遊戯室（要件適用しない）	13	7.6
⑤屋外遊戯室（同一敷地内）	156	90.7
⑥屋外遊戯室（センター付近変わるべき場所）	12	7.0
⑦医務室	123	71.5
⑧静養室	134	77.9
⑨相談室	158	91.9
⑩調理室	157	91.3
⑪浴室又はシャワー室	151	87.8
⑫子供用便所	165	95.9
⑬観察室	34	19.8
⑭聴力検査室	13	7.6
⑮訓練室	49	28.5
⑯診察室	25	14.5
⑰その他	10	5.8
実事業所数	172	100

表11「事業所の主要室の有無」は、指導室面積・遊戯室・屋外遊戯室と設置基準である主要室（医務室・静養室・調理室・相談室・シャワー室・子ども用トイレなど）のセンターへの設置が100%でないという状況を、医療型センターからの回答も含まれるため（今回の調査では2.9%が医療型）の結果と考えても、検証が必要であろう。医療型との違いや聴覚に特化した場合など、様々な障害のある児童の受け入れを考えた場合の多様性等について設置基準と事業所整備との調整が求められる。また、医務室71.5%、静養室77.9%と設置率の低さが見られた。

9. 未契約児童を対象とした事業

表12 未契約児童を対象とした事業の実施状況

実施状況	事業所数	%
実施した	102	59.3
実施しなかった	62	36.0
不明・無回答	8	4.7
事業所数	172	100

表12-2 未契約児童を対象とした事業の内容

事業内容	事業所数	%
在宅児訪問指導等	13	12.8
療育相談・発達診断等	57	55.9
園内に療育グループ（集団での療育）の開設等	56	54.9
保育所、幼稚園等への指導援助	47	46.1
地域療育グループ・健診後のフォロー教室等への指導援助	37	36.3
肢体不自由児等の訓練事業	11	10.8
その他	16	15.7
「実施した」事業所数	102	100

表12-3 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況

実施内容	在宅児訪問等 指導		療育相談・ 発達診断等		園内に療育グループ (集団での療育)の 開設等		保育所、幼稚 園等への指導 援助		地域療育グループ・ 健診後のフォロー 教室等への指導援助		肢体不自由児 等の訓練事業		その他		
	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	
実施回数(回)	1,918		10,154		5,753		2,385		1,013		8,768		985		
対象実人員(人)	877		6,172		3,779		2,137		879		1,206		715		
担当職員	これらの事業 のために担当 職員を雇用し ている	2	15.4	11	19.3	16	28.6	4	8.5	2	5.4	5	45.5	1	6.3
	特に雇用して いないが専任 担当職員を置 いている	4	30.8	23	40.4	12	21.4	15	31.9	15	40.5	3	27.3	3	18.8
	専任者を置か ず内部のやり くりで事業を 実施している	7	53.8	23	40.4	27	48.2	28	59.6	17	45.9	3	27.3	9	56.3
	不明	0	0	0	0	1	1.8	0	0	3	8.1	0	0	3	18.8
財源 利用者負担	有 料	0	0	4	7	14	25	5	10.6	2	5.4	6	54.5	1	6.3
	無 料	13	100	52	91.2	39	69.6	40	85.1	34	91.9	5	45.5	13	81.3
	不 明	0	0	1	1.8	3	5.4	2	4.3	1	2.7	0	0	2	12.5
実施事業所数	13	100	57	100	56	100	47	100	37	100	11	100	16	100	

表12「未契約児童を対象とした事業の実施状況」は、全事業所の59.3%、172事業所中102事業所（25年度69.1%・188事業所中130事業所）が実施している。

表12-2「未契約児童を対象とした事業の内容」は、療育相談・発達診断等が55.9%、療育グループの開設等が54.9%（25年度61.5%）、保育所・幼稚園等への指導援助が46.1%（25年度56.2%）、さらに地域療育グループ・健診後のフォロー教室への指導援助を36.3%（25年度35.4%）が実施している。また、運営にあたっての職員体制についても専任での実施よりも専任を置かず事業所の中でやりくりしながら、ほぼ無料での実施が行われており、地域貢献型と言えるのかもしれない。一方、在宅児訪問や肢体不自由児の訓練などについては、地域や子どものニーズに合わせた支援が行われている。運営上の予算措置や人的資源の確保など、今後のセンター機能の中でこれらをどのように位置付け発展させていくのか、動向を見守りたい。

10. 障害児の処遇を協議する組織

表13 所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織の有無

実施状況	事業所数	%
有	87	50.6
無	73	42.4
不明・無回答	12	7.0
計	172	100

表13-2 所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織〔位置づけ〕

位置づけ	事業所数	%
公的機関	62	71.3
全くの私的機関	1	1.1
非公式であるが公的機関も参加	10	11.5
不明・無回答	14	16.1
所在するエリア内に協議会もしくは委員会のような組織のある事業所	87	100

表13-3 所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織〔設置年〕

設置年	事業所数	%
昭和51年以前 (-1976)	4	4.6
昭和52年～昭和56年 (1977-1981)	3	3.4
昭和57年～昭和61年 (1982-1986)	3	3.4
昭和62年～平成3年 (1987-1991)	2	2.3
平成4年～平成8年 (1992-1996)	3	3.4
平成9年～平成13年 (1997-2001)	3	3.4
平成14年～平成18年 (2002-2006)	14	16.1
平成19年～平成23年 (2007-2011)	20	23.0
平成24年 (2012-) ~	19	21.8
不明・無回答	16	18.4
所在するエリア内に協議会もしくは委員会のような組織のある事業所	87	100

表13「所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織の有無」は、50.6%（25年度72.3%）が協議する組織があると回答している。

表13-2「所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織（位置づけ）」は、公的な機関が位置づけているものと非公式ながら公的機関も参加している組織を合わせて82.8%（25年度89.7%）であった。公的機関を巻き込んだ組織作りが概ね達成できていると考えられるが、子どもの課題を地域で協議できる組織作りへの取り組みは今後も必要であろう。

表13-3「所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織（設置年）」では、平成14年以降に組織されたものが60.9%である。

表13-4 所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織〔構成員〕

構成員	事業所数	%
児童発達支援センター・児童発達支援事業所等	82	94.3
児童相談所	45	51.7
保健所	39	44.8
福祉事務所	31	35.6
市区町村（福祉課，保健課等）	67	77.0
教育委員会	55	63.2
医療機関（病院，医院，医師）	34	39.1
幼稚園，保育所	49	56.3
学校（特別支援学校含む）	44	50.6
親の会，障害者の当事者団体	19	21.8
その他	20	23.0
所在するエリア内に協議会もしくは委員会のような組織のある事業所	87	100

表14 所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織への参加の有無

参加の有無	事業所数	%
有	71	81.6
無	3	3.4
不明・無回答	13	14.9
所在するエリア内に協議会もしくは委員会のような組織のある事業所	87	100

表13-4「所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織（構成員）」は、児童発達支援センターや児童発達支援事業所等の職員と市区町村の担当課が中心をなし、様々な機関で構成されている。様々な機関が構成員となる認識が共有され、チームとして支援を考え実行できる組織の充実を期待する。また、それに伴う対応方法の実践的積み重ねや制度や施策につなげる役割を担っていく仕組みが求められる。

11. 併行通園の状況

表15 併行通園の状況

児童の在籍先	保育所	幼稚園	認定子ども園	児童発達支援事業所	病院・医療機関入院	他の児童発達支援センター	その他機関
人数	646	548	33	614	0	66	183
事業所数	78	68	12	75	0	24	20

表15「併行通園の状況」をみると、「保育所在籍児童の通園」が78事業所646人（25年度80事業所・695人）である。「幼稚園在籍児童の通園」は、保育所との併行通園とほぼ同じ傾向があり、68事業所548人（25年度76事業所698人）であった。「認定子ども園の通園」については、併行通園は全国的に少ない。「児童発達支援事業所利用児童の通園」は75事業所614人。「病院・医療機関入院児童の通園」については、今回の調査ではいなかった。「他の児童発達支援センターの通園」は、24事業所66人。また、「その他の機関の通園」は20事業所183人であった。地域性や市町村の支給決定のあり方と関係しているのか検証していくことが必要である。

12. 加算・減算の状況

表16 平成26年度の加算の状況

	事業所数	%
児童発達支援管理責任者専任加算	155	90.1
福祉専門職員配置等加算	142	82.6
指導員加配加算	12	7.0
栄養士配置加算	103	59.9
福祉・介護職員処遇改善加算	76	44.2
人工内耳装用児支援加算	0	0
家庭連携加算	59	34.3
訪問支援特別加算	18	10.5
食事提供加算	147	85.5
利用者負担上限管理加算	121	70.3
欠席時対応加算	122	70.9
医療連携体制加算	7	4.1
特別支援加算	56	32.6
延長支援加算	15	8.7
送迎加算	4	2.3
実事業所数	172	100

表17 平成26年度の減算の状況

	事業所数	%
開所時間減算	8	4.7
利用者の数が利用定員を超える場合	4	2.3
通所支援計画が作成されない場合	4	2.3
指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	0	0
指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合	0	0
実事業所数	172	100

表16「平成26年度の加算の状況」については、新制度となり、様々な加算が設定されている。食事提供加算・福祉専門職員配置等加算は80%以上の事業所で算定されている。児童発達支援管理責任者専任加算は90.1%(25年度86.2%)あり、児童発達支援管理責任者の専任が増えている。指導員加配加算は7.0%(25年度8.0%)、人工内耳装用児支援加算・医療連携体制加算・延長支援加算・送迎加算など事業所の職員体制の充実に対する加算を算定しているところは少なく、センターにおける三障害の受け入れ体制や保護者の就労支援への今後の動向に注目していく必要がある。また、特別支援加算、家庭連携加算、利用者負担上限管理加算、福祉介護職員処遇改善加算等についても加算の算定に向けての努力が必要と思われる。

表17「平成26年度の減算の状況」については、全体に少なく、開所時間減算と通所支援計画の未作成によるものが主であった。

Ⅱ 児童の状況

1. 児童の年齢別状況

表18 在籍児及び併行通園児の状況

		人数	%
0歳	人数	15	0.2
	内併行通園児	0	0
1歳	人数	89	1.2
	内併行通園児	7	0.5
2歳	人数	626	8.2
	内併行通園児	80	5.4
3歳	人数	2,027	26.7
	内併行通園児	323	21.8
4歳	人数	2,322	30.6
	内併行通園児	482	32.5
5歳	人数	2,204	29.0
	内併行通園児	521	35.1
6歳 (就学前)	人数	253	3.3
	内併行通園児	49	3.3
小学生	人数	32	0.4
	内併行通園児	12	0.8
中学生	人数	18	0.2
	内併行通園児	4	0.3
高校生	人数	9	0.1
	内併行通園児	5	0.3
不明・無回答		3	0.0
計	人数	7,598	100
	内併行通園児	1,483	100

表18「在籍児及び併行通園児の状況」をみると、「就学前の幼児」は99.2%，年齢では3歳児・4歳児・5歳児が86.3%（25年度82.3%）となり，これに2歳児を加えると94.5%（25年度97.0%）を占める。3歳未満の利用も地域により違いはあるものの大きな変化はみられない。併行通園児は全体で19.5%と（25年度16.6%）増加の傾向が見られた。一方，少数ではあるが小学生・中学生・高校生の在籍もある。

2. 在籍児の在園期間

表19 在籍児の在園期間

在園期間	人数	%
6か月未満	754	9.9
6か月～1年未満	2,683	35.3
1年～2年未満	2,278	30.0
2年～3年未満	1,335	17.6
3年以上	365	4.8
不明・無回答	183	2.4
計	7,598	100

表19「在園児の在園期間」について、「6ヶ月～2年未満」は65.3%（25年度59.5%）これに「2年～3年未満」を加えると82.9%（25年度77.0%）と在園期間はほぼ3年未満となっている。

3. 入退園の状況

表20 月別入退園児数

〈人数・下段は%〉

	平成26年										平成27年			不明	計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
入園	2,904	144	101	134	66	112	112	75	58	66	29	17	0	3,818	
	76.1	3.8	2.6	3.5	1.7	2.9	2.9	2.0	1.5	1.7	0.8	0.4	0	100	
退園	46	27	31	31	30	79	31	23	31	27	23	2,548	176	3,103	
	1.5	0.9	1.0	1.0	1.0	2.5	1.0	0.7	1.0	0.9	0.7	82.1	5.7	100	

表20「月別入退園児数」をみると、4月の入園は76.1%（25年度74.0%）、3月の退園が82.1%（25年度87.6%）で、年度を単位とした通過型施設であることがうかがえる。また5月～3月の間の途中入園がみられ、年度末に向かって定員を充足していく様子が見られる。

表21 新入園児の入園時における年齢構成

〈人数・下段は%〉

	就学前幼児								学齢児及び義務教育修了児				不明	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計	6歳	7～15歳	16～18歳	計		
入園	17	92	587	1,711	886	397	83	3,773	0	16	2	18	27	3,818
	0.4	2.3	14.7	42.8	22.1	9.9	2.1	94.3	0	0.4	0	0.4	0.7	100

表22 在籍児の入園前の状況

入園前の状況	人数	%
在宅のまま、特に指導を受けていなかった	1,258	16.6
児童相談所で継続的な指導を受けていた	94	1.2
保健所で継続的な指導を受けていた	352	4.6
医療機関（病院等）で継続的な指導を受けていた	516	6.8
放課後等デイ等で継続的な指導を受けていた	186	2.4
現在のセンターで継続的な指導を受けていた（未契約）	1,361	17.9
他のセンターで継続的な指導を受けていた（契約、未契約）	1,032	13.6
保育所、幼稚園に通っていた	1,088	14.3
学校に通っていた	56	0.7
他の児童福祉施設に措置されていた	59	0.8
その他	1,003	13.2
不明	545	7.2
在籍児童数	7,598	100

表21「新入園児の入園時における年齢構成」をみると、3歳が一番多く、次いで4歳、2歳と続き、これらを合わせると83.4%（25年度84.4%）を占める。通園施設は3歳児を中心に2歳から4歳が多いのは例年同様変わらない。またわずかであるが0歳児、1歳児の入園、就学直前6歳児での入園もみられる。

表22「在園児の入園前の状況」をみると、「現在のセンターで継続的指導・未契約」が最も多く1,361人17.9%（25年度1,736人・19.7%）と昨年よりは減少しているものの他の機関での継続的指導も行われている。「在宅のまま、特に指導を受けていなかった」が1,258人・16.6%（25年度1,673人・19.0%）と、在宅のままの子どもたちへの支援の変化についての検証も課題となる。「保育園・幼稚園に通っていた」は1,088人14.3%（25年度1,111人・12.6%）である。

表23 退園した児童の退園理由

退園理由	人数	%
就学	2,089	67.3
就園	743	23.9
他施設へ	174	5.6
長期入院	0	0
在宅	11	0.4
死亡	6	0.2
その他	80	2.6
不明・無回答	0	0
計	3,103	100

表23「退園した児童の退園理由」をみると、「就学」・「就園」で91.3%を占める。「就園」については23.9%（25年度32.7%）となっているが、例年同様に児童発達支援センターが次のステージにつなげる通過事業所としての役割をどのように担っていくのか今後の課題である。

4. 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持状況

表24 療育手帳の所持児童数

区分	人数	%
A（最重度・重度）	1,192	15.7
B（中度・軽度）	3,067	40.4
未所持	3,251	42.8
不明	88	1.2
計	7,598	100

表25 身体障害者手帳の所持児童数

区分	人数	%
1級	448	5.9
2級	166	2.2
3級	70	0.9
4級	28	0.4
5級	8	0.1
6級	33	0.4
未所持	583	7.7
不明	6,262	82.4
計	7,598	100

表26 精神障害者保健福祉手帳の所持児童数

区分	人数	%
1級	1	0
2級	12	0.2
3級	8	0.1
未所持	5,844	76.9
不明	1,733	22.8
計	7,598	100

表24「療育手帳の所持児童数」から療育手帳の所持状況をみると、未所持は3,251人・42.8%（25年度3,315人・37.7%）である。

今年度も非該当の調査を実施しなかったが、23年度までの状況としては「療育手帳未所持児童数」の未所持者のうち「非該当」が23年度418人・14.6%、22年度276人・10.3%、21年度287人・11.8%となっていた。低年齢化や知的な問題より行動面、社会性などに課題のある子どもたちの利用によるものとの関連についても検討が必要である。

表25「身体障害者手帳所持児童数」をみると、753人・9.9%（25年度848人・9.6%）が所持している。未所持者・不明者は6,845人・90.1%（25年度7,955人・90.4%）である。

表26「精神障害者保健福祉手帳の所持児童数」は、不明は22.8%、未所持が76.9%（25年度65.6%）であった。ごく少数ではあるが所持児もいるため、今後の推移にも注目したい。

今回「療育手帳と身体障害者手帳の両方を合わせ持つ児童数」の調査は行わなかったが、23年度は583人・6.9%、22年度586人・7.0%、21年度566人・7.3%となっている。今後の経過を見守る必要がある。

5. 利用契約児童（措置児童も含む）の障害状況

表27 利用契約児童（措置児童も含む）の主たる障害の状況

	人数	%
知的障害	4,725	62.2
発達障害※	1,681	22.1
肢体不自由	261	3.4
聴覚障害	37	0.5
重症心身障害	207	2.7
難病	24	0.3
その他障害	446	5.9
不明・無回答	217	2.9
合計	7,598	100

※発達障害……広汎性発達障害、注意欠陥・多動性障害、学習障害とする。

表27「利用契約児童（措置児童も含む）の障害状況」をみると、主たる障害が「知的障害」が62.2%（25年66.7%）、「発達障害」が22.1%（25年18.6%）となっており、この2つで84.3%（25年度85.3%）を占めている。また「肢体不自由」が3.4%（25年度3.0%）、「重症心身障害」が2.7%（25年度3.2%）である。三障害の一元化に向けて在籍児童の障害状況については今後の動向をみていきたい。

6. 重複障害・合併障害の状況

表28 合併症の状況

障害名		人数	%	
内部障害	循環器系（心疾患など）	126	1.7	
	循環器系	人工呼吸器（口鼻マスクによる人工呼吸含む）	10	0.1
		気管切開	38	0.5
		鼻咽頭エアウェイ	1	0.0
		ネブライザー使用	17	0.2
		酸素使用	28	0.4
		痰などの吸引	104	1.4
	消化器系	経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）	92	1.2
		誤嚥が多い	37	0.5
	泌尿器系（導尿など）	18	0.2	
中心静脈栄養	0	0		
てんかん	発作があり緊急対応など生活に支障あり	100	1.3	
	発作があるが生活におおむね支障なし	335	4.4	
	発作はない	234	3.1	
視覚障害 （眼鏡等での矯正可能除く）	斜視・弱視等	159	2.1	
	光覚のみ・盲等	27	0.4	
聴覚障害	補聴器等装用	94	1.2	
在籍児童数		7,598	100	

表28-2 重複障害・合併症をもつ児童の割合

	人数	%
重複障害・合併障害をもつ児童の実数	1,127	14.8
在籍児童数	7,598	100

表28「合併症の状況」をみると、てんかんの合併が「発作はない」も含め8.8%（25年度10.6%）。視覚障害・聴覚障害・内部障害など様々な合併症が少数ながらある。循環器系・消化器系等への対応も含め、これらの状況に合わせた事業所の受け入れ状況や療育状況などにも関心をむけていきたい。

表28-2「重複障害・合併症を持つ児童の割合」は、1,127人・14.8%（25年度804人・9.1%）となっている。

表29 聴覚障害の児童

障害名	人数	%
新生児聴覚スクリーニングで発見された聴覚障害児	36	52.2
人工内耳を使用している聴覚障害児	15	21.7
聴覚障害児のうち視覚障害を伴う子ども	18	26.1
聴覚障害児童数	69	100

表29-2 聴力検査・補聴器調整

所在	人数	%
事業所で言語聴覚士が行う	7	10.1
医療機関等	28	40.6
聴覚特別支援学校	7	10.1
その他	4	5.8
不明	23	33.3
聴覚障害児童数	69	100

表29「聴覚障害の児童」は69人（25年度90人）。新生児聴覚スクリーニングでの発見が52.2%（25年度57.8%）で、早期発見で対応されている状況がうかがえる。人工内耳を使用している児や聴覚障害児のうち視覚障害を伴う子どもへの支援についても求められている。

表29-2「聴力検査・補聴器調整」については、事業所で言語聴覚士が行っている割合が10.1%（25年度15.6%）、医療機関や聴覚特別支援学校で行っている割合が50.7%（25年度57.8%）となっている。

7. 介助度

表30 介助度

〈人・下段は%〉

介助度	食事	排泄	着脱衣	移動	言語	自己統制	対人関係
1	525	1,748	429	202	806	1,096	227
	6.9	23.0	5.6	2.7	10.6	14.4	3.0
2	426	2,300	1,417	297	1,105	1,881	1,430
	5.6	30.3	18.6	3.9	14.5	24.8	18.8
3	2,910	1,240	2,129	133	1,720	2,043	1,994
	38.3	16.3	28.0	1.8	22.6	26.9	26.2
4	2,652	1,508	2,165	601	1,948	1,517	2,702
	34.9	19.8	28.5	7.9	25.6	20.0	35.6
5	975	704	1,315	6,261	1,887	932	1,068
	12.8	9.3	17.3	82.4	24.8	12.3	14.1
不明	101	98	143	104	132	129	177
	1.3	1.3	1.9	1.4	1.7	1.7	2.3
計	7,598	7,598	7,598	7,598	7,598	7,598	7,598
	100	100	100	100	100	100	100

表30「介助度」は、子どもを育てる中での困り感と、どのような療育支援が求められているのかが見える、指標となるものである。結果としては例年同じような傾向にあるといえよう。ほぼどの項目においても「介助度」3・4が高くなっており、特に「排泄」については「介助度」1・2が多くなっている。また「自己統制」では「介助度」2・3・4がそれぞれ20%前後、自己統制力の弱い子どもが多いことがうかがえる。「言語」では、介助度3・4・5にそれぞれ2割程度の分散がみられ、「対人関係」の介助度3・4を合わせると61.8%と、コミュニケーションに関する支援とアプローチへの専門性が求められる。さらに、子どもの状況に合わせた個別的な発達課題をしっかりと見立てたうえでの支援がより求められる。子どもの活動の中心である遊びや生活の中に遊びを通して子どもの成長・発達を評価し、これからの通園機能において地域での子育て支援を図ることと、子どもの発達支援と親の育児支援に対する工夫と援助技術が求められている。

8. 発達遅滞の原因となる疾患の状況

表31 発達遅滞の原因となる疾患

疾患名		人数	%
染色体異常	ダウン症	580	7.6
	猫なき症候群	15	0.2
	その他の染色体異常	155	2.0
コルネリア・デ・ランゲ症候群		6	0.1
脳炎・髄膜炎後遺症		35	0.5
水頭症		39	0.5
小頭症		20	0.3
結節性硬化症		11	0.1
レット症候群		11	0.1
筋ジストロフィー（福山型）		16	0.2
その他		808	10.6
原因について明確な診断のないもの		2,586	34.0
在籍児童数		7,598	100

表31「発達遅滞の原因となる疾患の状況」をみると、前年度から大きな変化はみられない。「明確な診断のないもの」は2,586人・34.0%（25年度2,759人・31.3%）となっている。年度により増減に差がみられる。染色体異常が中心ではあるが、様々な疾患があることがうかがえる。

Ⅲ 職員及びクラス編成

1. 職員の数と構成

表32 職員の数と構成

職種	週30時間以上	週20時間以上 30時間未満	その他	計
管理者	163	2	2	167
児童発達支援管理責任者	203	2	0	205
保育士	1,341	272	87	1,700
児童指導員	496	52	16	564
指導員	50	16	18	84
作業療法士	31	4	39	74
言語聴覚士	49	5	45	99
理学療法士	26	0	25	51
医師	14	0	136	150
看護師・保健師	67	21	23	111
社会福祉士	18	1	0	19
心理士	34	3	41	78
ケースワーカー・相談員	22	0	4	26
栄養士	98	12	14	124
調理員	120	88	68	276
送迎運転手	67	60	62	189
事務員	144	19	19	182
その他の職種	38	27	35	100
計	2,818	582	632	4,032

※ 5事業所が無回答

表32-2 管理者の職種

職種名	人数	%
児童発達支援管理責任者	11	6.6
保育士	21	12.6
児童指導員	17	10.2
指導員	2	1.2
作業療法士	1	0.6
言語聴覚士	0	0
理学療法士	0	0
医師	11	6.6
看護師・保健師	1	0.6
心理士	1	0.6
その他	8	4.8
無回答	94	56.3
計	167	100

表32-3 児童発達支援管理責任者の専任・兼任

	人数	%
専任	149	72.7
兼任	10	4.9
不明・無回答	46	22.4
計	205	100

表32「職員の数と構成」では全体で4,032人（25年度4,779人）、そのうち週30時間以上の勤務者は、69.9%（25年度70.7%）となっている。常勤職員は年々僅かながら減少しており、子どもの支援や事業所の運営に影響していないかの検証も課題である。

また、通園事業所に医療的ハビリテーションの必要性と障害にかかわる専門性が求められている時に、生活全体を見渡すことのできる保育士や発達を促す専門職の確保は、子どもの育ちや情緒の安定・保育の質にも影響する重要な課題といえよう。

表32-2「管理者の職種」は、様々であるが、保育士21人・12.6%（25年度13人・7.2%）おり、現場からの登用もうかがえるが、無回答が56.3%（25年度75.6%）あり、実態がつかめているとは言い難い。

表32-3「児童発達支援管理責任者の専任・兼任」については、149人・72.7%（25年度112人・59.9%）が専任である。事業所の運営上のこともあるが今後の推移を見守りたい。

表33 指定定員に対する直接処遇職員の比率

児：職	1：1	2：1	3：1	4：1	5：1	6：1	7：1	7.5：1	不明	計
事業所数	1	30	83	42	6	1	0	1	8	172
%	0.6	17.4	48.3	24.4	3.5	0.6	0	0.6	4.7	100

表33-2 在籍児数に対する直接処遇職員の比率

児：職	1：1	2：1	3：1	4：1	5：1	6：1	7：1	7.5：1	不明	計
事業所数	2	14	66	52	16	6	2	5	9	172
%	1	8.1	38.4	30.2	9.3	3.5	1.2	2.9	5.2	100

表33「指定定員に対する直接処遇職員の比率」をみると、3：1の配置を行っている事業所が48.3%（25年度48.9%）とやや減少し、4：1の事業所が24.4%（25年度25.5%）である。また2：1の職員配置を行っている事業所は、17.4%（25年度16.0%）であった。

表33-2「在籍児数に対する直接処遇職員の比率」は最低基準4：1以上の配置をしていた事業所が77.9%（25年度79.2%）となっている。最低基準4：1の事業所が30.2%（25年度30.3%）であった。また、最低基準以下の配置をしている事業所も16.9%（25年度18.6%）となっている。

2. クラス編成及び運営の状況

表34 クラス編成の状況

クラス編成の有無	人数	%
している	159	92.4
していない	13	7.6
計	172	100

表34-2 クラス編成の考え方

編成内容	事業所数	%
年齢	106	66.7
発達段階	112	70.4
入園年次	30	18.9
障害	73	45.9
その他	25	15.7
特になし	2	1.3
編成している事業所の実数	159	100

表34-3 人数編成別クラス数

1クラスの人数	クラス数	%
5人以下	76	9.5
6～8人	234	29.3
9～12人	427	53.4
13人以上	63	7.9
計	800	100

表34-4 担任職員数別クラス数

1クラスの担任職員数	クラス数	%
1人担任	18	2.3
2人担任	164	20.5
3～4人担任	535	66.9
その他	53	6.6
不明・無回答	30	3.8
計	800	100

表34「クラス編成の状況」をみると、92.4%の事業所が「編成している」と回答している。

表34-2「クラス編成の考え方」をみると、例年どおりで大きな変化はみられない。「年齢」による編成が66.7%（25年度74.0%）、「発達段階」70.4%（25年度68.7%）、「障害」45.9%（25年度47.5%）の順が続いている。「入園年次」については、18.9%（25年度20.7%）となっている。また、「その他」が15.7%（25年度14.0%）あり、入園児の状況やそれぞれの施設の方針によりクラスの編成をしていると推察される。

表34-3「人数編成別クラス数」をみると、「9～12人」のクラスが53.4%（25年度52.0%）、「6～8人」のクラスが29.3%（25年度32.3%）となっており、82.6%（25年度84.3%）が6～12人規模のクラスを編成している。指定基準の「一クラスの数は概ね10名とする」が目安になっていると推察される。

表34-4「担任職員数別クラス数」をみると、「3～4人担任」のクラスが66.9%（25年度65.6%）、「2人担任」のクラスが20.5%（25年度26.5%）、「1人担任」のクラスが2.3%（25年度1.7%）であった。障害の程度如何を問わず、子どもへのより適切な支援のためにはモデルを示す職員とプログラムの展開役、更には介助役など、複数の職員配置が必要であり、担任職員が少ないと療育支援が不足すると考えられる。

表34-5 1日の指導時間別クラス数

1日の指導時間	クラス数	%
2時間未満	31	3.9
～3時間未満	40	5.0
～4時間未満	79	9.9
～5時間未満	345	43.1
～6時間未満	223	27.9
6時間以上	74	9.3
その他	2	0.3
不明・無回答	6	0.8
計	800	100

表35 1日の指導時間別児童数

1日の指導時間	人数	%
2時間未満	240	3.2
～3時間未満	265	3.5
～4時間未満	694	9.1
～5時間未満	3,237	42.6
～6時間未満	2,241	29.5
6時間以上	825	10.9
その他	28	0.4
不明・無回答	68	0.9
計	7,598	100

表36 登園形態

登園形態	事業所数	%
全員一律毎日登園	109	63.4
年齢や障害により登園日を指定	57	33.1
不明・無回答	6	3.5
計	172	100

表37 指導形態

登園形態	事業所数	%
全クラス同一時間帯	92	53.5
クラスによって異なる時間帯	7	4.1
年齢や発達段階により異なる時間帯	71	41.3
不明・無回答	2	1.2
計	172	100

表34-5「1日の指導時間別クラス数」では、「4～6時間未満」が71.0%となっている。

表35「1日の指導時間別児童数」では、「4～6時間未満」が72.1%、「4時間未満」が15.8%である。

表36「登園形態」をみると、「全員一律毎日登園」は63.4%（25年度65.4%）であった。毎日通園が原則の幼児通園施設にとっては望ましい登園形態であることがうかがえる。

表37「指導形態」は、全クラス同一時間帯が53.5%、クラスによって異なる時間帯が4.1%（25年度13.3%）、年齢や発達段階により異なる時間帯が41.3%（25年度5.9%）となっている。

IV 家族支援・地域支援の状況

1. 保護者支援・情報提供

表38 保護者支援・情報提供

保護者支援・情報提供の有無	事業所数	%
実施している	167	97.1
実施していない	3	1.7
不明・無回答	2	1.2
計	172	100

表38-2 保護者支援等の形態

支援等の形態	事業所数	%
講演会・学習会などの開催	159	95.2
懇談等を通じた研修	111	66.5
親子通園によるペアレントトレーニング等の実施	68	40.7
保護者同士の交流会の実施	139	83.2
個別的訓練の実施や指導方法の学習会等の開催	90	53.9
個別にカウンセリング等の時間を持つ	102	61.1
その他	15	9.0
保護者支援等の実施事業所数	167	100

表38-3 保護者支援等の実施目的

実施目的	事業所数	%
子どもの成長発達の理解の一貫として	166	99.4
園と家庭の一貫した療育による効果	147	88.0
親同士の交流	149	89.2
良好な親子関係の育成	147	88.0
育児不安の軽減	159	95.2
介助の手伝い	19	11.4
医療的ケアの実施を家族に委ねる	7	4.2
虐待の予防	75	44.9
その他	3	1.8
保護者支援等の実施事業所数	167	100

表38「保護者支援・情報提供」については、無回答が1.2%で、実施していない事業所が1.7%あったほかは、97.1%とほぼ全数が実施している。

表38-2「保護者支援等の形態」は、講演会・学習会の実施が95.2%、次いで保護者同士の交流会の実施83.2%、懇談等を通じた研修66.5%、個別にカウンセリングの時間を持つ61.1%であった。また、親子通園によるペアレントトレーニング等の実施は68事業所・40.7%と、保護者に対し、様々な知識や正しい情報の提供を含めた支援が行われている。

表38-3「保護者支援等の実施目的」をみると、子どもの成長発達の理解の一貫としてが166事業所・99.4%、育児不安の軽減が159事業所・95.2%と高率で、次いで親同士の交流が149事業所・89.2%、家

庭との一貫した療育による効果と良好な親子関係の育成が双方とも147事業所・88.0%であった。虐待の予防も75事業所・44.9%と、さまざまな家庭に合わせた支援が必要な様子がみてとれる。

表39 短期入所事業

実施状況	事業所数	%
単独で実施している	1	0.6
法人で実施している	34	19.8
実施していない	126	73.3
不明・無回答	11	6.4
計	172	100

表39「短期入所事業」は、単独で実施しているが1事業所・0.6%、法人で実施しているが34事業所・19.8%と、ほとんど実施していない現状がうかがえる。今後、児童発達支援センターの中で、短期入所事業を家族支援の受け皿として、どのように取り入れていくのか検討が必要と思われる。

2. 地域生活支援

表40 市町村地域生活支援事業

実施状況	事業所数	%
日中一時支援事業を実施している	34	19.8
移動支援事業を実施している	1	0.6
地域活動支援センター機能強化事業を実施している	2	1.2
障害児支援体制整備事業を実施している	7	4.1
その他	8	4.7
実事業所数	172	100

表41 その他の具体的な支援策

実施状況	事業所数	%
他の支援事業者を紹介している	48	27.9
有料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮している	1	0.6
無料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮している	97	56.4
有料で休日預かりをしている	2	1.2
無料で休日預かりをしている	2	1.2
その他	11	6.4
実事業所数	172	100

表40「市町村地域生活支援事業」は、日中一時事業の実施が34事業所、障害児支援体制整備事業の実施が7事業所、地域活動支援センター機能強化事業の実施が2事業所、移動支援事業の実施が1事業所、その他が8事業所と少数ではあるが、さまざまな制度を活用し支援を行っている。

表41「その他の具体的な支援策」は、無料で送迎バスのコースや乗降場所・乗降時間に配慮が97事業所・56.4%、他の支援事業者を紹介が48事業所・27.9%となっている。また、有料・無料で休日預かりをしている事業所がそれぞれ2事業所・1.2%と家族支援を行っている状況がうかがえる。

3. 要保護児童

表42 通所支援児童のうち、社会的養護の必要な児童

実施状況	事業所数	%
いる	83	48.3
いない	78	45.3
不明・無回答	11	6.4
計	172	100

表42-2 社会的な養護の必要な児童数

子どもの人数	事業所数	%
1人	35	42.2
2人	17	20.5
3人	14	16.9
4人	6	7.2
5人以上	5	6.0
不明・無回答	6	7.2
社会養護が必要な児童いる事業所数	83	100

表42-3 社会的な養護の必要な理由

社会的な養護の必要な理由	事業所数	%
虐待予防	36	43.4
不適切な療育	41	49.4
父母の死亡	0	0
父母の離婚	7	8.4
父母の長期入院	1	1.2
その他	9	10.8
社会養護が必要な児童いる事業所数	83	100

表42「通所支援児童のうち社会的養護の必要な児童」については、いるが48.3%、いないが45.3%と昨年同様に社会的養護の必要な子ども達への支援が求められている。

表42-2「社会的な養護の必要な児童数」は、1人（42.2%）、2人（20.5%）、3人（16.9%）を合わせると79.5%を占め、4人以上は13.3%であった。

表42-3「社会的な養護の必要な理由」は、不適切な養育が41事業所（49.4%）、虐待予防は36事業所（43.4%）であった。

表42-4 社会的養護が必要な児童に対する連携機関

連携機関	事業所数	%
児童相談所	65	78.3
子ども家庭支援センター	23	27.7
保健所	39	47.0
病院	11	13.3
相談支援事業所	32	38.6
要保護児童対策地域協議会	29	34.9
福祉課	58	69.9
その他	22	26.5
連携している機関はない	0	0
社会養護が必要な児童いる事業所数	83	100

表42-4「社会的養護が必要な児童に対する連携機関」については、児童相談所が最も多く、65事業所・78.3%（25年度88事業所・96.7%）が主にかかわる機関としてあげている。次いで福祉課が58事業所・69.9%（25年度56事業所・61.5%）、保健所が39事業所・47.0%（25年度40事業所・44.0%）と必要に応じて、相談支援事業所・要保護児童対策地域協議会・子ども家庭支援センターとの連携が行われている。

表43 具体的な家族支援

支援内容	事業所数	%
家庭訪問を行っている	62	74.7
ヘルパー（居宅介護）やショートステイを勧めている	26	31.3
メンタルヘルス支援（カウンセリング）を行っている	18	21.7
送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮している	40	48.2
休日預かりを行っている	4	4.8
他の支援事業者を紹介している	28	33.7
その他	15	18.1
家族支援は行っていない	4	4.8
社会養護が必要な児童いる事業所数	83	100

表43「具体的な家族支援」は、家庭訪問が62事業所（74.7%）、送迎バスの時間や場所への配慮が40事業所（48.2%）と比較的高かった。さらに、他の事業者を紹介している、ヘルパーやショートステイ、メンタルヘルス支援、等と各家庭の状況に合わせた支援が行われている。

表44 里親の下から通っている子ども

実施状況	事業所数	%
いる	7	8.4
いない	70	84.3
不明・無回答	6	7.2
社会養護が必要な児童いる事業所数	83	100

表44-2 里親の下から通っている子どもの人数

実施状況	事業所数	%
1人	5	71.4
2人	2	28.6
里親の下から通っている 子どもがいる事業所数	7	100

表44「里親の下から通っている子ども」は、いるが7事業所・8.4%（25年度3事業所・3.3%）で、いないが70事業所・84.3%（25年度81事業所・89.0%）となっている。

表44-2「里親の下から通っている子どもの人数」は7事業所・9名（25年度3事業所・3名）であった。

4. 関係機関との連携

表45 関係機関との連携（地域自立支援協議会）

連携方法	事業所数	%
全体会の構成メンバーとして参加	74	43.0
専門部会の構成メンバーとして参加	97	56.4
事務局メンバーとして参加	26	15.1
その他	11	6.4
実事業所数	172	100

表45-2 全体会の構成メンバーとして参加のか所数

か所数	事業所数	%
1か所	47	63.5
2か所	13	17.6
3か所以上	5	6.8
不明・無回答	9	12.2
全体会の構成メンバーとして参加事業所数	74	100

表45-3 専門部会の構成メンバーとして参加のか所数

か所数	事業所数	%
1か所	61	62.9
2か所	20	20.6
3か所以上	4	4.1
不明・無回答	12	12.4
専門部会の構成メンバーとして参加事業所数	97	100

表45-4 事務局メンバーとして参加のか所数

か所数	事業所数	%
1か所	20	76.9
2か所	3	11.5
3か所	2	7.7
不明・無回答	1	3.8
事務局メンバーとして参加事業所数	26	100

表45-5 その他メンバーとして参加のか所数

か所数	事業所数	%
1か所	5	45.5
不明・無回答	6	54.5
その他のメンバーとして参加事業所数	11	100

表45「関係機関との連携（地域自立支援協議会）」は、専門部会の構成メンバーとして参加が97事業所・56.4%（25年度106事業所・56.4%）、全体会の構成メンバーとして参加が74事業所・43.0%（25年度83事業所・44.1%）となっている。

表45-2「全体会の構成メンバーとして参加のか所数」は、1か所が63.5%、2か所が17.6%、3か所以上が6.8%である。地域の中でどのような動きになっていくかについての推移を今後も注視することが必要である。

表45-3「専門部会の構成メンバーとして参加のか所数」は、1か所が62.9%（25年度・64.2%）、2か所が20.6%（25年度・18.9%）3か所以上が4.1%（25年度・11.3%）である。全体会同様今後のあり方も含めた検証が必要であろう。

表45-4「事務局メンバーとして参加のか所数」は、1か所が76.9%（25年度、66.7%）である。

表46 関係機関との連携（要保護児童対策地域協議会）

連携方法	事業所数	%
全体会の構成メンバー	40	23.3
事務局メンバー	1	0.6
その他	17	9.9
実事業所数	172	100

表46「関係機関との連携（要保護児童対策地域協議会）」は、全体会の構成メンバーが40事業所（25年度39事業所）、事務局メンバーが1事業所（25年度5事業所）である。地域との連携、社会的養護への支援にあたっては、地域自立支援協議会への参加や要保護児童対策地域協議会への参加が必要となってきている。

V 医療的ケアの実施状況

1. 医療的ケアの実施

表47 医療的ケアの実施状況

実施状況	事業所数	%
実施している	55	32.0
実施していない	111	64.5
不明・無回答	6	3.5
計	172	100

表47-2 医療的ケアの実施者

支援内容	事業所数	%
他の診療所の看護師が実施し、医療連携体制加算を請求する	2	3.6
自事業所の看護師が実施し、医療連携体制加算は請求しない	35	63.6
看護師の指導により、介護職員が実施し、医療連携体制加算を請求する	4	7.2
看護師の指導により、介護職員が実施するが医療連携体制加算を請求しない	6	10.9
付添い家族が実施する	14	25.5
その他（医師等）が実施する	4	7.3
医療的ケアを実施している事業所数	55	100

表47「医療的ケアの実施状況」は、実施しているが55事業所・32.0%（25年度70事業所・37.2%）、実施していないが111事業所・64.5%（25年度107事業所・56.9%）で、25年度に比べ、実施している事業所数が減少している。

表47-2「医療的ケアの実施者」は、自事業所の看護師が実施し医療連携体制加算は請求しない事業所は、55事業所中35事業所・63.6%（25年度70事業所中52事業所・74.3%）。付添い家族が実施する事業所が14事業所・25.5%（25年度17事業所・24.3%）ある。一方で、看護師の指導により介護職員が実施する医療連携体制加算を請求しない事業所が6事業所・10.9%（25年度8事業所・11.4%）あることについては、今後の課題となることがうかがえよう。

表48 介護職員等のたん吸引等の研修

〈上段は事業所数・下段は%〉

受講状況	特定利用者への吸引などの研修等	非特定利用者への吸引などの研修等
受けた	10	3
	18.2	5.5
受けていない	40	45
	72.7	81.8
不明・無回答	5	7
	9.1	12.7
医療的ケアを実施している事業所数	55	55
	100	100

表48-2 吸引などの研修等の受講予定

今後の予定	事業所数	%
ある	9	16.4
ない	40	72.7
不明・無回答	6	10.9
医療的ケアを実施している事業所数	55	100

表48「介護職員等のたん吸引等の研修」は、医療ケア受け入れ55事業所のうち、受けていない事業所が40事業所・72.7%であった。また「非特定利用者への吸引などの研修等」は、3事業所は受けているが、45事業所・81.8%は受けていない現状である。

表48-2「吸引などの研修等の受講予定」については、あると回答した9事業所・16.4%と少ない。事業所で受け入れの増加にともなう体制づくりには、もう少し時間がかかりそうである。

Ⅵ 放課後等デイサービス事業について

表49 放課後等デイサービス事業の実施時期

実施時期	事業所数	%
平成24年度4月以前より実施している	8	4.7
平成24年度より実施している	8	4.7
平成25年度より実施している	8	4.7
平成26年度より実施している	2	1.2
実施していない	128	74.4
不明・無回答	18	10.5
計	172	100

表49-2 放課後等デイサービス事業の実施定員

実施定員	事業所数	%
10名以下	20	76.9
20名以下	5	19.2
21名以上	0	0
不明・無回答	1	3.8
実施している事業所数	26	100

表49「放課後等デイサービス事業の実施時期」は、26年度までに実施している事業所が24事業所・14.0%で、26年度から実施している事業所が2事業所あった。実施していない事業所は128事業所・74.4%と多数を占めている。

表49-2「放課後等デイサービス事業の実施定員」は、事業を実施している26事業所のうち10名以下が20事業所・76.9%と多い。

表49-3 放課後等デイサービス事業の職員体制

職員体制		事業所数	%
管理者	専任	2	7.7
	兼任	23	88.5
	不明・無回答	1	3.8
児童発達管理責任者	専任	17	65.4
	兼任	7	26.9
	不明・無回答	2	7.7
支援員	専任	13	50.0
	兼任	4	15.4
	専任+兼任	4	15.4
	不明・無回答	5	19.2
実施している事業所数		26	100

表49-4 放課後等デイサービス事業の職員体制（支援員専任・兼任人数）

	人数	%
専任	53	58.9
兼任	37	41.1
計	90	100
実施している事業所数	26	-

表49-4「放課後等デイサービス事業の職員体制」は、管理者以外は専任配置が過半数を占めている。その結果からは、放課後等デイサービスの利用児の年齢や支援のあり方が、学齢期前の幼児の支援とは異なる様子がうかがえる。放課後等デイサービスの支援における専門性の確保が今後の課題となろう。

表49-5 放課後等デイサービス事業の利用状況

		人数	%
小学生	利用契約人数（平日）	513	70.1
	利用契約人数（休日）	163	68.5
	平日延べ人数	2,062	57.1
	休日延べ人数	112	58.0
中学生	利用契約人数（平日）	101	13.8
	利用契約人数（休日）	46	19.3
	平日延べ人数	603	16.7
	休日延べ人数	50	25.9
高校生	利用契約人数（平日）	87	11.9
	利用契約人数（休日）	28	11.8
	平日延べ人数	358	9.9
	休日延べ人数	30	15.5
未学籍	利用契約人数（平日）	30	4.1
	利用契約人数（休日）	0	0
	平日延べ人数	590	0.2
	休日延べ人数	0	0
19・20歳	利用契約人数（平日）	1	0.1
	利用契約人数（休日）	1	0.4
	平日延べ人数	1	0
	休日延べ人数	1	0.5
計	利用契約人数（平日）	732	100
	利用契約人数（休日）	238	100
	平日延べ人数	3,614	100
	休日延べ人数	193	100

表49-5「放課後等デイサービス事業の利用状況」は、小学生の平日の利用契約人数が70.1%と最も多く、次いで中学生13.8%、高校生11.9%、未学籍4.1%（25年度0%）となっている。

表49-6 放課後等デイサービス事業の営業日数

営業日数	計	%
週7日	1	4
週6日	5	19.2
週5日	18	69.2
週4日	0	0
週3日	0	0
週2日	0	0
不確定	1	4
その他	0	0
不明・無回答	1	4
実施している事業所数	26	100

表49-6「放課後等デイサービス事業の営業日数」は、児童発達支援センターと同様に週5日利用が最も多く69.2%で、週6日が19.2%であった。

Ⅶ 保育所等訪問支援について

表50 保育所等訪問支援の実施時期

実施状況	事業所数	%
平成24年度より実施している	36	20.9
平成25年度より実施している	30	17.4
平成26年度より実施している	21	12.2
実施していない	80	46.5
不明・無回答	5	2.9
計	172	100

表50-2 保育所等訪問支援の平成26年度状況

訪問先		計	%
保育所・幼稚園・認定こども園	か所数	492	82.8
	実人数	770	82.9
	延べ人数	3,916	89.4
学校	か所数	95	16.0
	実人数	151	16.3
	延べ人数	457	10.4
その他（放課後児童クラブなど）	か所数	7	1.2
	実人数	8	0.9
	延べ人数	8	0.2
計	か所数	594	100
	実人数	929	100
	延べ人数	4,381	100

表50「保育所等訪問支援の実施時期」は、24年度より実施している事業所が36事業所・20.9%、25年度より実施している事業所が30事業所・17.4%、26年度より実施している事業所が21事業所・12.2%と毎年実施している事業所が増加しているものの未だ実施していない事業所が80事業所・46.5%あった。

表50-2「保育所等訪問支援の26年度状況」は、保育所・幼稚園・認定こども園へは492か所・770人・延べ3,916人に実施しており、学校への支援も95か所151人・延べ457人に実施している。放課後児童クラブなどへの実施は、7か所8人となっているが、25年度より増えている状況である。

表50-3 保育所等訪問支援の職員体制

職員体制		事業所数	%
管理者	専任	8	9.2
	兼任	78	89.7
	不明・無回答	1	1.1
児童発達管理責任者	専任	27	31.0
	兼任	57	65.5
	不明・無回答	3	3.4
訪問支援員	専任	18	20.7
	兼任	58	66.7
	専任+兼任	3	3.4
	不明・無回答	8	9.2
実施している事業所数		87	100

表50-4 保育所等訪問支援職員体制（支援員専任・兼任人数）（86）

	人数	%
専任	33	14.9
兼任	189	85.1
計	222	100
実施している事業所数	87	-

表50-3「保育所等訪問支援の職員体制」は、管理者・児童発達管理責任者・訪問支援員の全てにおいて兼任が専任を大きく上回っている。実施している事業所数は、25年度より増えているが、専任の職員配置をするのが難しいように思われる。

Ⅷ 障害児相談支援について

表51 障害児相談支援事業の実施時期

実施時期	事業所数	%
平成24年度より実施している	32	18.6
平成25年度より実施している	21	12.2
平成26年度より実施している	28	16.3
実施していない	86	50.0
不明・無回答	5	2.9
計	172	100

表51「障害児相談支援事業の実施時期」は、平成24年より実施している事業所が32事業所・18.6%、25年度より実施している事業所が21事業所・12.2%、26年度より実施している事業所が28事業所・16.3%と、少しの伸びはあるものの、未だ実施していない事業所が86事業所・50.0%もある。

表51-2 障害児相談支援事業の実施状況

	事業所数	%
障害児相談支援	78	96.3
特定相談支援	62	76.5
一般相談支援	5	6.2
実施事業所数	81	100

表51-3 障害児相談支援事業（一般相談支援）の実施内容の状況

	事業所数	%
地域移行支援	2	40.0
地域定着支援	2	40.0
不明・無回答	3	60.0
一般相談支援を実施する事業所数	5	100

表51-2「障害児相談支援事業の実施状況」は、障害児相談支援を行っている事業所が78事業所・96.3%（25年度69事業所）である。

表51-3「障害児相談支援事業（一般相談支援）の実施内容の状況」は、地域移行支援と地域定着支援を実施している事業所は、共に2事業所（40.0%）である。

表51-4 障害児相談支援の利用計画作成内容・件数

事業内容	事業所数	作成件数
児童発達支援	47	3,518
放課後等デイサービス	22	1,435
保育所等訪問支援	24	24
指定を受けている事業所数	78	-

表51-4「障害児相談支援の利用計画作成内容・件数」は、児童発達支援が47事業所・3,518件（25年度49事業所・2,808件）、放課後等デイサービスが22事業所・1,435件（25年度31事業所・45件）、保育所等訪問支援が24事業所・24件（25年度23事業所・33件）、児童発達支援センターが計画相談を行う事

業所数は、あまり変わりが見られないが件数が大幅に増えてきている。今後も作成件数が増大する可能性もある。

表51-5 特定相談支援の利用計画作成内容・件数

事業内容	事業所数	作成件数
短期入所	21	379
居宅介護	13	286
移動支援	18	248
日中一時支援	13	392
その他	3	300
指定を受けている事業所数	62	-

表51-5「特定相談支援の利用計画作成内容・件数」は、短期入所が21事業所・379件（25年度16事業所・30件）、居宅介護が13事業所・286件（25年度19事業所・35件）、移動支援が18事業所・248件（25年度12事業所・22件）、日中一時支援が13事業所・392件（25年度10事業所・19件）、その他が3事業所・300件（25年度3事業所・6件）と障害児相談支援と同様に件数が大幅に増えている。

表51-6 一般相談支援の利用計画作成内容・件数

事業内容	事業所数	作成件数
地域移行支援	0	0
地域定着支援	0	0
指定を受けている事業所数	5	-

表51-7 障害児相談支援事業の職員体制

職員体制		事業所数	%
管理者	専任	7	8.6
	兼任	67	82.7
	不明・無回答	7	8.6
相談支援専門員	専任	35	43.2
	兼任	29	35.8
	専任+兼任	14	17.3
	不明・無回答	3	3.7
実施している事業所数		81	100

表51-8 障害児相談支援事業の職員体制（相談支援専門員専任・兼任人数）

	計	%
専任	68	47.2
兼任	76	52.8
計	144	100
実施している事業所数	81	-

表51-7「障害児相談支援事業の職員体制」は、相談支援専門員の専任が兼任より若干多いものの、職員体制は依然として兼任者が多く、安定した運営には繋がっていないことがうかがえる。

IX 障害児等療育支援事業について

表52 障害児等療育支援事業の実施状況

	事業所数	%
実施している	54	31.4
自治体により別名称に変わったが同様事業を受託している	5	2.9
再委託を受けた内容のみ実施している	2	1.2
実施していない	2	1.2
不明・無回答	101	58.7
計	172	100

表52-2 障害児等療育支援事業利用者の年齢構成

	人数	%
0歳児	105	1.1
1歳児	576	6.0
2歳児	1,943	20.4
3歳児（年少）	1,588	16.7
4歳児（年中）	1,897	19.9
5歳児（年長）	1,413	14.8
小学生	1,674	17.6
中学生	267	2.8
高校生	62	0.7
計	9,525	100

表52-3 障害児等療育支援事業利用者の所属

	人数	%
保育所	3,252	34.1
幼稚園	1,989	20.9
在宅	2,445	25.7
児童デイ	173	1.8
通園	151	1.6
小学校	1,150	12.1
中学校	262	2.8
高校生	63	0.7
不明・無回答	40	0.4
計	9,525	100

表52「障害児等療育支援事業の実施状況」は、実施している54事業所・31.4%（25年度58事業所・30.9%）、実施していない2事業所・1.2%（25年度122事業所・64.9%）とかなりの変化がみられるが、不明・無回答が101事業所・58.7%あることによるものと推測される。

表52-2「障害児等療育支援事業利用者の年齢構成」は、0歳児から5歳児までの利用が79.0%（25年度88.9%）、小学生から高校生の利用が21.0%（25年度11.1%）と、学齢児の利用が少しではあるが増えてきている。

表52-3「障害児等療育支援事業利用者の所属」では、保育所3,252人・34.1%（25年度2,897人・

27.6%), 小学校1,150人・12.1% (25年度998人・9.5%), 中学校262人・2.8% (25年度70人・0.7%), 高校生63人・0.7% (25年度14人・0.1%) と, 小学生・中学生・高校生の利用が増えていることから, 福祉と教育の連携の様子がうかがえる。

表52-4 訪問療育・外来療育事業の役割

	事業所数	%
乳幼児健診の事後支援	27	44.3
障害理解への援助とカウンセリング等	29	47.5
専門職種 (PT, OT, ST) による各種の療育支援	21	34.4
待機児童対策	15	24.6
発達等に不安を持つ保護者への相談	43	70.5
その他	6	9.8
障害児等療育支援事業を実施している事業所数	61	100

表52-4 「訪問療育・外来療育事業の役割」は, 「発達等に不安を持つ保護者への相談」が70.5%, 「障害理解への援助とカウンセリング等」が47.5%, 「乳幼児健診の事後支援」が44.3%となっており, 育児・子育て支援に大きな役割を担っている。

表52-5 事業所支援の実施先

	事業所数	%
保育所・幼稚園・認定こども園	45	73.8
学校	24	39.3
保健機関・病院	5	8.2
児童発達支援事業	6	9.8
医療型児童発達支援事業	0	0
放課後等デイサービス事業	5	8.2
障害児施設	2	3.3
その他	5	8.2
障害児等療育支援事業を実施している事業所数	61	100

表52-5 「事業所支援の実施先」は, 保育所・幼稚園・認定こども園への支援が73.8%と多いが, 学校や保健機関・病院への支援も47.5%ある。児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業・障害児施設は21.3% (25年度15.2%) と少しではあるが, 増えている。

X 通園バスの状況

1. 通園バスの状況

表53 通園バスの運行状況

通園バス運行の有無	事業所数	%
運行している	165	95.9
運行していない	8	4.7
計	172	100

表54 通園バス所有状況

通園バス所有の有無	事業所数	%
通園バスを自己所有し、職員が運転している	84	50.9
通園バスを自己所有し、運転は委託している	46	27.9
全てを委託している	14	8.5
その他	14	8.5
実事業所数	165	100

表53「通園バスの運行状況」を見ると95.9%（25年度・95.7%）の事業所が運行している。

表54「通園バス所有状況」では、「自己所有し、職員が運転している」事業所は50.9%（25年度・58.3%）、「自己所有し、運転は委託している」事業所が27.9%（25年度・29.4%）、「全てを委託している」事業所が8.5%（25年度・11.7%）となっている。

表54-2 通園バスの所有台数

台数	事業所数	%
1台	57	33.1
2台	54	31.4
3台	31	18.0
4台以上	22	12.8
不明・無回答	8	4.7
計	172	100

表54-3 通園バスの車種及びその台数

車種	台数	%
大型バス	68	17.7
マイクロバス	184	47.9
ワゴン車	95	24.7
その他車種	37	9.6
計	384	100

表55 1日の走行キロ数

走行キロ数	事業所数	%
～25km未満	4	2.4
25km～50km未満	2	1.2
50km～75km未満	37	22.4
75km～100km未満	20	12.1
100km～125km未満	13	7.9
125km～150km未満	9	5.5
150km～175km未満	10	6.1
175km～200km未満	10	6.1
200km～	21	12.7
不明・無回答	39	23.6
計	165	100

表56 片道平均所要時間

平均所要時間	事業所数	%
～30分	7	4.2
31～60分	45	27.3
61～90分	47	28.5
91～120分	52	31.5
121分～	4	2.4
不明・無回答	10	6.1
計	165	100

表54-2「通園バスの所有台数」をみると、「1台」と回答した事業所は33.1%（25年度・28.9%）、複数台を所有する事業所は62.2%（25年度・70.0%）となっている。

表54-3「通園バスの車種及びその台数」をみると、所有台数は全体で384台（25年度・521台）と減少傾向にある。

表55「1日の走行キロ数」は、25km～100km未満が35.8%（25年度・47.8%）で、100km～200km以上が38.2%（25年度・38.9%）となっている。

表56「片道平均所要時間」は、「61分～120分」で区切ると60.0%が該当する。「121分～」が4事業所・2.4%（25年度2事業所・1.1%）と少しではあるが増えている。片道2時間を超える運行時間を子どもの体力や低年齢化の中でどのように考えるか課題である。身近なところで支援を受ける家族支援の視点から考えると矛盾点でもある。

表57 運転者の状況

内訳	人数	%
専任運転手	166	40.9
職員の兼務	112	27.6
嘱託運転手	128	31.5
計	406	100

表58 1台あたりの添乗者数

添乗者の人数	事業所数	%
1人	67	41.6
2人	73	45.3
3人	2	1.2
不明・無回答	19	11.8
添乗ありの施設実数	161	100

表57「運転者の状況」をみると、「専任」が40.9%（25年度・39.2%）,「嘱託」が31.5%（25年度・30.3%）,「職員兼務」が27.6%（25年度30.5%）と、職員の兼務が少し減少しているが、兼務となると職員の過労に繋がらないよう、健康管理や安全性を考えなくてはならない。

表58「1台あたりの添乗者数」は、「1人」が41.6%（25年度・43.9%）,「2人」は45.3%（25年度・36.8%）で「2人」が少し増えているが、さまざまな行動特徴のある子どもたちへの対応は、神経を使う業務であることも認識しなければならない。

表59 通園バスの利用状況

利用状況	人数	%
通園バスで通園している	5,203	68.5
自家用車で通園している	1,556	20.5
公共交通機関で通園している	65	0.9
徒歩或いは自転車で通園している	238	3.1
その他	102	1.3
不明・無回答	434	5.7
計	7,598	100

表59「通園バスの利用状況」では、「通園バスで利用している」が68.5%（25年度・66.1%）と最も多いが、「自家用車で通園している」も20.5%（25年度18.9%）と少しであるが増えており、また、その他102人・1.3%（25年度27人・0.3%）もかなり増えている。

XI 給食の状況

1. 給食の状況

表60 給食の状況

給食の状況	事業所数	%
自園で調理している（調理室がある）	144	83.7
外部委託をしている	28	16.3
給食提供はしていない	1	0.6
その他	4	2.3
実事業所数	172	100

表60-2 外部委託の状況

委託の状況	事業所数	%
全て外部委託	20	71.4
加熱程度はできる	3	10.7
その他	3	10.7
不明・無回答	2	7.1
外部委託をしている事業所数	28	100

表60「給食の状況」をみると、「自園の調理室で調理している」が144事業所・83.7%（25年度90.4%）、「外部委託している」が28事業所・16.3%（25年度11.2%）、「給食提供していない」が1事業所0.6%（25年度0事業所）と、外部委託をしている事業所が少し増えている傾向がみられる。

表60-2「外部委託の状況」は、外部委託している28事業所のうち、全て外部委託は、20事業所・71.4%（25年度14事業所・66.7%）、加熱程度はできるが3事業所・10.7%（25年度1事業所・4.8%）であった。

表61 特別食の状況

実施内容	事業所数	%
障害に合わせてきざみ・流動食などを行っている	138	80.2
偏食に対応して別メニューや特別に温めるなどの対応をしている	107	62.2
行事食を提供している	139	80.8
子どもが選択できるように何種類かメニューがある	12	7.0
アレルギー食の対応をしている	143	83.1
おやつを提供をしている	104	60.5
経管栄養を行っている	30	17.4
その他	5	2.9
実施事業所数	172	100

表61-2 アレルギー食の対象児人数

対象児人数	事業所数	%
1人	24	16.8
2人	31	21.7
3人	13	9.1
4人	10	7.0
5人	24	16.8
6人	3	2.1
7人以上	9	6.3
不明・無回答	29	20.3
アレルギー食対応実事業所数	143	100

表61「特別食の状況」では、「アレルギー食の対応をしている」が143事業所・83.1%、「行事食を提供している」が139事業所・80.8%、「障害に合わせて、きざみ・流動食などを行っている」が138事業所・80.2%、「経管栄養を行っている」が30事業所・17.4%と、25年度とほとんど変わらない状況である。

表61-2「アレルギー食の対象児人数」は、1人が24事業所・16.8%、2人が31事業所・21.7%、3人が13事業所・9.1%、4人以上対応している事業所は46事業所・32.2%あった。

表62 アレルギー食対応施設におけるエピペンの常備

常備の状況	事業所数	%
エピペンを常備している	18	12.6
エピペンを常備していない	83	58.0
不明・無回答	42	29.4
アレルギー食対応実事業所数	143	100

表62「アレルギー食対応施設におけるエピペンの常備」は、143事業所中18事業所（25年度11事業所）が常備しており、常備なしは83事業所（25年度103事業所）と常備している事業所が増えている。重篤な場合への対応など、事業所内での周知も含め、個々の児童に合わせたきめ細やかな対応が求められている。

表62-2 エピペン使用対象児の人数

対象児人数	事業所数	%
1人	16	88.9
2人	2	11.1
エピペン常備実事業所数	18	100

表62-2「エピペン使用対象児の人数」は、18事業所中「1人」が16事業所、「2人」が2事業所となっている。

表63 経管栄養対象児の人数

対象児の人数	事業所数	%
1人	12	40.0
2人	5	16.7
3人	5	16.7
4人	2	6.7
5人以上	2	6.7
不明・無回答	4	13.3
経管栄養対応実事業所数	30	100

表64 給食の提供場面

給食の提供場面	事業所数	%
クラスごとに食べている	145	84.3
園全体で食べている	35	20.3
障害の状況やグループによって食べている	12	7.0
子どもの状況によっては1対1で対応している	55	32.0
実施事業所計	172	100

表63「経管栄養対象児の人数」は、全国30事業所中1人が12事業所、2～5人が14事業所となっている。

表64「給食の提供場面」は、「クラスごとに食べている」が145事業所・84.3%（25年度167事業所・88.8%）、「子どもの状況によっては1対1で対応している」が55事業所・32.0%（25年度69事業所・36.7%）と、子どもの状況や障害の状況に合わせて対応している様子がうかがえる。

表64-2 1対1で対応している子どもの数

1対1で対応している子どもの数	事業所数	%
1～2人	8	14.5
3～4人	12	21.8
5～6人	7	12.7
7人以上	12	21.8
不明・無回答	16	29.1
1対1で対応している事業所数	55	100

表64-2「1対1で対応している子どもの数」をみると、「1～2人」が8事業所・14.5%（25年度14事業所・20.3%）、「3～4人」が12事業所・21.8%（25年度18事業所・26.1%）となっている一方、「7人以上」も12事業所・21.8%（25年度18事業所・26.1%）であった。

XII その他

1. ボランティア

表65 ボランティアの参加状況

ボランティアの参加状況	事業所数	%
参加している	143	83.1
参加していない	29	16.9
計	172	100

表65「ボランティアの参加状況」については、「参加している」事業所が143事業所・83.1%（25年度160事業所・85.1%）となっている。

表65-2 ボランティアの参加形態

参加形態	事業所数	%
日常的に参加している	72	50.3
行事などで参加している	68	47.6
不明・無回答	3	2.1
ボランティア参加のある事業所数	143	100

表65-2「ボランティアの参加形態」をみると、「行事などで参加している」が68事業所・47.6%（25年度70事業所・43.8%）、「日常的に参加している」が72事業所・50.3%（25年度87事業所・54.4%）となっている。児童発達支援センターの最低基準の人員配置では人手が不足するため、日常的にボランティアに頼らざるをえない様子がうかがえる。反面、ボランティアとして交流することにより、障害理解や啓発・人材育成などには、影響が大きいことも考えられる。

表65-3 導入の実施主体

導入の実施主体	事業所数	%
事業所から参加をお願いする	50	35.0
ボランティアから参加する	19	13.3
双方から参加している	52	36.4
場合による	18	12.6
不明・無回答	4	2.8
ボランティア参加のある事業所数	143	100

表65-3「導入の実施主体」については、「双方から参加している」が143事業所中52事業所・36.4%、「事業所から参加をお願いする」が50事業所・35.0%、「ボランティアから参加する」が19事業所・13.3%であった。

平成26年度 全国児童発達支援センター実態調査票

- ※ 平成26年10月1日現在でご回答下さい
- ※ 該当するものの□にレ点をご記入頂き、空欄部分をご記入下さい。
- ※ 児童発達支援センターについてのみ、ご回答下さい。

 記入責任者

I 施設の状況

1. 施設名		TEL
2. 所在地	都道府県	
3. 設置主体	<input type="checkbox"/> ①都道府県立 <input type="checkbox"/> ②市町村立 <input type="checkbox"/> ③民間立 <input type="checkbox"/> ④その他 ()	
4. 経営主体	<input type="checkbox"/> ①公営 <input type="checkbox"/> ②社会福祉事業団 <input type="checkbox"/> ③社会福祉法人 (社会福祉事業団を除く) <input type="checkbox"/> ④NPO法人 <input type="checkbox"/> ⑤株式会社等 <input type="checkbox"/> ⑥その他 ()	
5. 設置年月	昭和・平成	<input style="width: 40px;" type="text"/> 年 (西暦 <input style="width: 40px;" type="text"/> 年) <input style="width: 40px;" type="text"/> 月

6. 児童発達支援センターの種別

①福祉型 児童発達支援センター単独型 ②福祉型 児童発達支援センター多機能型
③医療型 児童発達支援センター単独型 ④医療型 児童発達支援センター多機能型
⑤その他 ()

7. 児童発達支援センターでの実施事業 (指定を受けている事業)

①児童発達支援事業 (旧児童デイ) ②重症児の児童発達支援事業 (利用定員 名)
③放課後等デイサービス事業 (利用定員 名) ④保育所等訪問支援事業
⑤障害児相談支援事業 ⑥特定相談支援事業 ⑦一般相談支援事業
⑧短期入所事業 ⑨日中一時支援事業 ⑩移動支援 ⑪居宅支援事業
⑫障害児等療育支援事業 ⑬その他 () ⑭その他 ()

※児童発達支援センターで実施する児童発達支援事業については、レ点の記入は不要です。

8. 定員等 (1) 指定定員 ◆

(2) 在籍児数 ◎ = [うち利用契約児童数 ○ + 措置児童数 ●]

※指定定員は、単独型、多機能型を問わず、児童発達支援センターの指定定員をご記入下さい。
 ※在籍児数は、児童発達支援事業 (旧児童デイ)、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業の利用契約児童数 (措置児童数も含む) を除いた数をご記入下さい。

9. 平成26年度の開園日数、利用契約児童数及び措置児童数並びに延べ利用人数等 (開園日数と延べ利用人数は月末締め)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開園日数												
利用契約児童数							○					
措置児童数							●					
延べ利用予定数												
延べ利用人数												

※延べ利用予定数は開園日数×指定定員です。延べ利用人数とは、当該月における開園日に実際に利用した児童 (措置児童も含む) の合計数です。
 ※記号部分 (○●) については、I-8 の同記号部分と数が合うようにして下さい。

10. 利用契約者の利用形態について (平成26年10月1日現在)

※人数の合計数は、I-8 (2) の在籍児数◎と一致するようにして下さい。

	週6日以上	週5日	週4日	週3日	週2日	週1日	週1日未満	合計
人数	人	人	人	人	人	人	人	◎ 人

1 1. 施設の主要室の有無について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

- ※①③⑤⑦～⑫は旧知的通園施設、⑬～⑮は旧難聴幼児通園施設、⑯⑰は旧肢体不自由児通園施設の設置基準の各項目です
- ①指導室（保育室）（1人当たりの床面積2.47㎡以上） □②指導室（保育室）（床面積の要件は適用しない）
 □③遊戯室（1人当たり1.65㎡以上） □④遊戯室（床面積の要件は適用しない）
 □⑤屋外遊戯室（運動場：同一敷地内） □⑥屋外遊戯室（運動場：センター付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所）
 □⑦医務室（独立したもの） □⑧静養室 □⑨相談室
 □⑩調理室 □⑪浴室又はシャワー室 □⑫子供用便所
 □⑬観察室 □⑭聴力検査室 □⑮訓練室
 □⑯診察室 □⑰その他（ ）

1 2. 平成26年度（平成26年4月1日～27年3月31日）に行った未契約児童を対象とした事業について

- (1) 実施の有無 □①実施した □②実施していない
 (2) 事業の内容 ※該当するもの全てについてご回答ください。（公費助成がない事業）

*「担当職員」の欄は該当するものに○をつけてください	A. これらの事業のために担当職員を雇用している B. 特に雇用していないが専任担当職員を置いている C. 専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している
----------------------------	---



事業内容	実施回数 (年間)	対象実人員 (年間)	担当職員 (いずれかに○)	財 源
				利用者負担
①在宅児訪問指導等	回	人	A B C	□①有料 □②無料
②療育相談・発達診断等	回	人	A B C	□①有料 □②無料
③園内に療育グループ (集団での療育)の開設等	回	人	A B C	□①有料 □②無料
④保育所、幼稚園等への 指導援助	回	人	A B C	□①有料 □②無料
⑤地域療育グループ・健診後の フォロー教室等への指導援助	回	人	A B C	□①有料 □②無料
⑥肢体不自由児等の訓練事業	回	人	A B C	□①有料 □②無料
⑦その他 ()	回	人	A B C	□①有料 □②無料

1 3. 所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織について ※自立支援協議会は除く

- (1) 協議会もしくは委員会のような組織の有無 □①有 □②無
 (2) 組織の性格 □①公的機関として位置づけ □②全くの私的機関 □③非公式ではあるが公的機関も参加
 (3) 名称 ()
 (4) 設置年月 昭和・平成 [] 年 (西暦 [] 年) [] 月
 (5) 構成員 ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。
 □①児童発達支援センター・児童発達支援事業所等 □②児童相談所等 □③保健所 □④福祉事務所
 □⑤市区町村(福祉課, 保健課等) □⑥教育委員会 □⑦医療機関(病院, 医院, 医師)
 □⑧幼稚園・保育所等 □⑨学校(特別支援学校含む) □⑩親の会, 障害者の当事者団体
 □⑪その他 ()
 (6) 自園の参加の有無について □①参加する □②参加しない

1 4. 併行通園の状況（平成 26 年 10 月 1 日現在の在籍児）

- | | | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|----------------------|---|-----------------------------|
| (1) 保育所在籍児童の通園 | <input type="checkbox"/> ①有 | <input type="text"/> | 名 | <input type="checkbox"/> ②無 |
| (2) 幼稚園在籍児童の通園 | <input type="checkbox"/> ①有 | <input type="text"/> | 名 | <input type="checkbox"/> ②無 |
| (3) 認定こども園在籍児童の通園 | <input type="checkbox"/> ①有 | <input type="text"/> | 名 | <input type="checkbox"/> ②無 |
| (4) 児童発達支援事業所利用児童の通園 | <input type="checkbox"/> ①有 | <input type="text"/> | 名 | <input type="checkbox"/> ②無 |
| (5) 病院・医療機関入院児童の通園 | <input type="checkbox"/> ①有 | <input type="text"/> | 名 | <input type="checkbox"/> ②無 |
| (6) 他の児童発達支援センターの通園 | <input type="checkbox"/> ①有 | <input type="text"/> | 名 | <input type="checkbox"/> ②無 |
| (7) その他機関（ <input type="text"/> ） | <input type="checkbox"/> ①有 | <input type="text"/> | 名 | <input type="checkbox"/> ②無 |

1 5. 加算の状況について（平成 26 年 10 月 1 日～10 月 31 日の状況）

※貴センターで取得している加算について、□にレ点をご記入下さい。

- | | | |
|---|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①児童発達支援管理責任者専任加算 | <input type="checkbox"/> ②福祉専門職員配置等加算 | <input type="checkbox"/> ③指導員加配加算 |
| <input type="checkbox"/> ④栄養士配置加算 | <input type="checkbox"/> ⑤福祉・介護職員処遇改善加算 | <input type="checkbox"/> ⑥人工内耳装用児支援加算 |
| <input type="checkbox"/> ⑦家庭連携加算 | <input type="checkbox"/> ⑧訪問支援特別加算 | <input type="checkbox"/> ⑨食事提供加算 |
| <input type="checkbox"/> ⑩利用者負担上限額管理加算 | <input type="checkbox"/> ⑪欠席時対応加算 | <input type="checkbox"/> ⑫医療連携体制加算 |
| <input type="checkbox"/> ⑬特別支援加算 | <input type="checkbox"/> ⑭延長支援加算 | <input type="checkbox"/> ⑮送迎加算 |

1 6. 平成 26 年度の減算の状況について

※貴センターで減算された全ての項目について、□にレ点をご記入下さい。

- | | | |
|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> ①開所時間減算 | <input type="checkbox"/> ②利用者の数が利用定員を超える場合 | <input type="checkbox"/> ③通所支援計画が作成されない場合 |
| <input type="checkbox"/> ④指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合 | | |
| <input type="checkbox"/> ⑤指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合 | | |

1 7. 障害児利用計画作成状況について（平成 27 年 3 月 1 日現在 貴センターでの通所支援を利用している契約児童について）

- | | |
|--|-------|
| <input type="checkbox"/> ①障害児相談支援事業所で作成されている | (人) |
| <input type="checkbox"/> ②セルフプランで作成されている | (人) |
| <input type="checkbox"/> ③未だ作成されていない | (人) |

II 児童の状況

1. 在籍児の年齢区分（平成 26 年 10 月 1 日現在の在籍児の平成 26 年 4 月 1 日時点での年齢区分）

※人数の合計数は、I-8 (2) の在籍児数◎に一致すること。

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳(就学前)	小学生	中学生	高校生	合 計
人 数											◎
併行通園児	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名

2. 在籍児の在園期間別構成（平成 26 年 10 月 1 日現在） ※計は I-8 (2) の在籍児数◎に一致すること。

期 間	6 ヶ月未満	6 ヶ月～1 年未満	1 年～2 年未満	2 年～3 年未満	3 年以上	計
人 数						◎

3. 平成 26 年度月別入退園児数（平成 26 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日）

年 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
入 園													☆
退 園													◇

4. 平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日）新入園児の入園時点での年齢構成

※計は II-3 の入園の計☆に一致すること。

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳		7～15 歳	16～18 歳	計
							就学前	就学			
人 数											☆

5. 在籍児の入園前の状況について（平成26年10月1日現在）

※主とする該当について1人につき1項目をご回答下さい。

※人数の合計数は、I-8(2)の在籍児数◎に一致すること。

①在宅のままで、特に指導を受けていなかった	人
②児童相談所で継続的な指導を受けていた	人
③保健所で継続的な指導を受けていた	人
④医療機関（病院等）で継続的な指導を受けていた	人
⑤放課後等デイ等で継続的な指導を受けていた	人
⑥現在の「センター」で継続的な指導を受けていた（未契約）	人
⑦他の「センター」で継続的な指導を受けていた（契約、未契約）	人
⑧保育所、幼稚園等に通っていた	人
⑨学校に通っていた	人
⑩他の児童福祉施設に措置されていた	人
⑪その他（ ）	人
計	◎ 人

6. 平成26年度（平成26年4月1日～27年3月31日）に退園(契約解除)した児童の状況

(1) 退園理由（主たる理由となる欄に記入して下さい） ※計はII-3の退園の計◇に一致すること。

年 齢	A. 就学	B. 就園	C. 他施設へ	D. 長期入院	E. 在宅	F. 死亡	G. その他	計
人 数	(A)	(B)	(C)					◇

7. 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持状況について

(1) 療育手帳・身体障害者手帳の所持状況について

※平成26年10月1日現在の利用契約児童（措置児童も含む）についてご記入下さい。

※「人数の合計数」：◎は、I-8(2)在籍児数◎と一致すること。

①療育手帳所持児童数

程度区分	A（最重・重度）	B（中度・軽度）	未所持	合 計
人 数				◎

②身体障害者手帳所持児童数 ※一種、二種にかかわらずその等級でご記入下さい。

程度区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	未所持	合 計
人 数								◎

③精神障害者保健福祉手帳所持児童数

程度区分	1級	2級	3級	未所持	合 計
人 数					◎

8. 利用契約児童（措置児童も含む）の障害状況および合併症について

※平成26年10月1日現在の利用契約児童（措置児童も含む）についてご記入下さい。

※「主たる障害」は1人1障害として記入してください。「主たる障害」の合計数はI-8(2)在籍児数◎と一致のこと

※「発達障害」には、知的障害を伴わない（IQが概ね70以上）「自閉スペクトラム（ASD）」の子どもの人数を記入してください。知的障害を伴う発達障害は「知的障害」の欄に記入してください。

※重症心身障害については、右記の「大島分類」を参照して下さい。IQに関しては、厳密な数値と捉えず、参考程度にして頂いて構いません。なお、児童の年齢が運動機能獲得月齢に達していないときは、その障害像より予測して下さい。

※重症心身障害には、重度の知的障害と重度の肢体不自由が含まれますので、重複選択に注意してください。

※※右表の1, 2, 3, 4の範囲に入るものを重症心身障害とします。

21	22	23	24	25	80
20	13	14	15	16	70
19	12	7	8	9	50
18	11	6	3	4	35
17	10	5	2	1	20
					0

走れる 歩ける 歩行障害 座れる 寝たきり

(1) 主たる障害について

(人)

主たる障害	①知的障害	②発達障害	③肢体不自由	④聴覚障害	⑤重症心身障害	⑥難病	⑦その他	合計
								◎

(2) 合併症について

※下記の項目に当てはまるものについてご記入下さい。

※平成 26 年 10 月 1 日現在の在籍児(措置児も含む)についてご記入下さい。

※合併症については児童の状況で異なりますので、複数計上可能です。

内部障害 (医療的ケア)	①循環器系(心疾患など)		人
	呼吸器系	②人工呼吸器(口鼻マスクによる人工呼吸含む)	人
		③気管切開	人
		④鼻咽喉頭エアウェイ	人
		⑤ネブライザー使用	人
		⑥酸素使用	人
		⑦痰などの吸引	人
		消化器系	⑧経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう)
	⑨誤嚥が多い		人
	⑩泌尿器系(導尿など)		人
⑪中心静脈栄養		人	
てんかん	①発作があり緊急対応など生活に支障あり	人	
	②発作はあるが生活におおむね支障なし	人	
	③発作はない	人	
視覚障害(眼鏡等での矯正可能を除く)	①斜視・弱視等	人	
	②光覚のみ・盲等	人	
聴覚障害	補聴器等装用		人
合計(延べ)			人
*重複・合併障害を持つ児童の実数			人

(3) 8—(2)の表中の聴覚障害の児童について

※平成 26 年 10 月 1 日現在の在籍児(措置児も含む)についてご記入下さい。

①新生児聴覚スクリーニングで発見された聴覚障害児数

人

②人工内耳を使用している聴覚障害児数

人

③聴覚障害児のうち視覚障害を伴う子どもの数

人

④聴力検査・補聴器の調整

※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

i) 施設で言語聴覚士が行う

ii) 医療機関等

iii) 聴覚特別支援学校

iv) その他()

v) 不明

9. 介助度（平成 26 年 10 月 1 日現在）

※それぞれの計は、I-8（2）の在籍児数◎に一致すること。

	1	2	3	4	5	計
食事	自分で食べられないため食べさせてもらう。	手づかみでは食べませんがスプーンは使えない。	手づかみやスプーンで食べる。	スプーンやにぎりばしで食べられる。	はしを使って食べられる。	
人数	人	人	人	人	人	◎ 人
排泄	オムツを必要とする段階。	大小便とも時間を決めてつれていく。（失敗があってもよい）	大小便とも予告できる。（時に失敗があってもよい）	大小便ともほぼ自立するが、後処理不完全。	大小便とも自立。	
人数	人	人	人	人	人	◎ 人
着脱衣	すべて介助が必要。（協力動作なし）	介助すれば協力しようとする。	かんたんなものは自分で脱げる。	着脱はほぼできるが、ボタンかけ等は困難。	着脱ができ、ボタンかけ等も自分でできる。	
人数	人	人	人	人	人	◎ 人
移動	自力移動殆ど不能。寝たきりの状態。	なんらかの自力移動可能。	独歩不能なるもつたい歩き可。（手をつなげば歩ける）	独歩可能なるも危なっかしい。	歩行可能又は不自由さはあるが皆と同様に歩ける。	
人数	人	人	人	人	人	◎ 人
言語	話せないし、相手の言うこともわからない。	話すことはできないが相手の言うことはわかる。	身振りや声で表現し伝えようとする。	単語程度で意思交換可能。	大体のことは言葉で通じあえる。	
人数	人	人	人	人	人	◎ 人
自己統制	全く指示の理解もできず、従えない。危険もわからない。	ある程度危険を避けられるが目を離すと不安なことが多い。	くりかえし指示を与えれば何とか従える。	ほぼ、指示や説明を理解し行動できる。	自発性もありごく日常的な生活には対応できる。	
人数	人	人	人	人	人	◎ 人
対人物関係	無関心、呼ばれても反応を示さない。	呼ばれれば反応を示す。特定の人や物には一応関心がもてる。	人や物に関心をもち、表情や動作にあわす。	一方的ながら、人や物に対して働きかけ、初歩的な関係もてる。	友だちの世話をしたり、協力して遊んだりもする。	
人数	人	人	人	人	人	◎ 人

10. 発達遅滞の原因となる疾患について（平成 26 年 10 月 1 日現在）

※医師の診断に基づいて記入して下さい。

染色体異常	①ダウン症	人	⑨レット症候群	人
	②猫なき症候群	人	⑩筋ジストロフィー（福山型）	人
	③その他の染色体異常	人	⑪その他	人
④コルネリア・デ・ラング症候群	人	*疾患名（原因となるもののみ）を記入してください		人
⑤脳炎・髄膜炎後遺症	人			人
⑥水頭症	人			人
⑦小頭症	人	⑫原因について明確な診断のないもの		人
⑧結節性硬化症	人		合計	人

Ⅲ 職員及びクラス編成（平成 26 年 10 月 1 日現在）

1. 職員の数と構成について

※人数は、職員 1 名 1 職種として数えて下さい。

※管理者が医師や保育士等の兼務をしている場合は、その職種の人数欄に管理者の人数を加えて記入し、管理者の隣の欄にその職種名をご記入下さい。

※児童発達支援管理責任者については専任か兼任かを□にレ点をご記入下さい。

※通所支援業務にかかる勤務体系については、次の 3 つに分類してください。

(1) 週 30 時間以上 (2) 週 20 時間以上 30 時間未満 (3) その他（週 20 時間未満や特に勤務時間を定めていない職員）

職 種 名		(1)	(2)	(3)	合計数
①管理者	管理者の職種（ ※②～⑫より選択し、該当を上（ ）に記載				
②児童発達支援管理責任者	（□専任 □兼任）				
③保育士					
④児童指導員					
⑤指導員					
⑥作業療法士					
⑦言語聴覚士					
⑧理学療法士					
⑨医師					
⑩看護師・保健師					
⑪社会福祉士					
⑫心理士					
⑬ケースワーカー・相談員					
⑭栄養士					
⑮調理員					
⑯送迎運転手					
⑰事務員					
⑱その他職種（ 合 計					

2. 児童と直接処遇職員の比率（平成 26 年 10 月 1 日現在）

※直接処遇職員とは児童指導員・指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は常勤換算をして下さい。但し、それらの職種でも外来療育や巡回療育相談等利用契約児童（措置児童も含む）以外を対象とした業務に専従している職員は除く。

※小数点以下第 1 位まで求めて下さい。

(1) 利用定員との比率 利用定員 [] ÷ 直接処遇職員数 [] = []

(2) 在籍児数との比率 在籍児数 [] ÷ 直接処遇職員数 [] = []

3. クラス編成の状況（平成 26 年 10 月 1 日現在）

(1) クラス編成を ①している ②特にしていない

(2) クラス編成をしている場合の考え方 ※該当するもの全ての□にレ点をつけて下さい。

①年齢 ②発達段階 ③入園年次
④障害 ⑤その他（ ） ⑥特にない

(3) クラス編成をしている場合、1 クラスの子どもの人数

人数	5 人以下	6～8 人	9～12 人	13 人以上	計
クラス数					クラス

(4) 1 クラスの担任職員数

担任職員数	1 人担任	2 人担任	3～4 人担任	その他（ ）	計
クラス数					クラス

(5) 1日の指導時間（送迎時間・延長支援加算の時間を除く）

※児童の合計数は、1～8(2)在籍児数◎と一致すること。

指導時間	2時間未満	～3時間未満	～4時間未満	～5時間未満	～6時間未満	6時間以上	その他 ()	計
クラス数								クラス
児童数								◎ 人

(6) 登園形態(1) ①全員一律毎日登園 ②登園日を指定

(7) 登園形態(2) ①単独通園 ②親子通園 ③両方を実施

(8) 指導形態 ①全クラス同一時間帯
②クラスによって異なる時間帯
③年齢や発達段階により異なる時間帯

IV 家族支援・地域生活支援の状況（平成26年10月1日現在）

1. 保護者支援・情報提供などについて

(1) 保護者支援・情報提供などを実施

- ①実施している ⇒ (2)～(4)に回答のこと
②実施していない ⇒ 設問IV-2以下へ

(2) 保護者支援等の形態 ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

- ①講演会・学習会などの開催 ②懇談等を通じた研修
③親子通園によるペアレントトレーニング等の実施 ④保護者同士の交流会の実施
⑤個別的訓練の実施や指導方法の学習会等の開催
⑥個別にカウンセリング等の時間を持つ
⑦その他 ()

(3) 保護者支援等の実施目的 ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

- ①子どもの成長発達の理解の一貫として ②園と家庭の一貫した療育による効果
③親同士の交流 ④良好な親子関係の育成 ⑤育児不安の軽減
⑥介助の手伝い ⑦医療的ケアの実施を家族に委ねる
⑧虐待の予防 ⑨その他 ()

(4) 短期入所事業について

- ①単独で実施している ②法人で実施している ③実施していない

2. 地域生活支援について

(1) 市町村地域生活支援事業について ※該当するもの全ての□にレ点をつけて下さい

- ①日中一時支援事業を実施している
②移動支援事業を実施している
③地域活動支援センター機能強化事業を実施している
④障害児支援体制整備事業を実施している
⑤その他 () を実施している

(2) その他の具体的な支援策について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

- ①他の支援事業者を紹介している
②有料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮をしている
③無料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮をしている
④有料で休日預かりをしている
⑤無料で休日預かりをしている
⑥その他 ()

3. 要保護児童について（平成 26 年 10 月 1 日現在）

(1) 通所支援児童に社会的養護の必要な（虐待もしくは不適切な養育の可能性のある）児童

①いる（ ）人 ※実数で回答してください

その理由 ※該当するもの全ての□にレ点をつけ、人数をご記入下さい。

i) 虐待予防（ ）人 ii) 不適切な養育（ ）人 iii) 父母の死亡（ ）人

iv) 父母の離婚（ ）人 v) 父母の長期入院（ ）人

vi) その他（ ）（ ）人

②いない ⇒ 設問Ⅳ-4 へ

(2) 要保護児童に対する連携機関について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

①児童相談所 ②子ども家庭支援センター ③保健所 ④病院

⑤相談支援事業所 ⑥要保護児童対策地域協議会 ⑦福祉課

⑧その他（ ） ⑨連携している機関はない

(3) 具体的な家族支援について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

①家庭訪問を行っている ②ヘルパー（居宅介護）やショートステイを勧めている

③メンタルヘルス支援（カウンセリング）を行っている

④送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間の配慮をしている

⑤休日預かりを行っている ⑥他の支援事業者を紹介している

⑦その他（ ） ⑧家族支援は行っていない

(4) 里親の下から通っている児童

①いる 人数（ ）人 ②いない

4. 関係機関との連携について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

(1) 地域自立支援協議会 ※箇所数もご記入下さい。

①全体会の構成メンバーとしての参加 か所

②専門部会の構成メンバーとしての参加（子ども、子育て・療育・発達支援関係の部会） か所

③事務局メンバーとしての参加 か所

④その他（ ） か所

(2) 要保護児童対策地域協議会

①全体会の構成メンバー ②事務局メンバー ③その他（ ）

V 医療的ケアの実施について

1. 実施状況について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい

①実施している ②実施していない ⇒ 設問Ⅵへ

2. 実施者について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

①他の診療所の看護師が実施し、医療連携体制加算を請求する

②自施設の看護師が実施し、医療連携体制加算は請求しない

③看護師の指導により介護職員（保育士、児童指導員等）が実施し、医療連携体制加算を請求する

④看護師の指導により介護職員（保育士、児童指導員等）が実施するが、医療連携体制加算は請求しない

⑤付添い家族が実施する ⑥その他（医師等）が実施する

3. 介護職員等のたんの吸引等の研修について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

(1) 特定利用者への吸引などの研修等

①受けた ②受けていない

(2) 非特定利用者への吸引などの研修等

①受けた ②受けていない

(3) 今後受ける予定

①ある ②ない

- (2) 訪問療育・外来療育事業の役割について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。
- ①乳幼児健診の事後支援 □②障害理解への援助とカウンセリング等
 □③専門職種（PT,OT,ST）による各種の療育支援 □④待機児対策
 □⑤発達等に不安を持つ保護者への相談 □⑥その他（ ）
- (3) 施設支援の実施先について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。
- ①保育所・幼稚園・認定こども園 □②学校 □③保健機関・病院
 □④児童発達支援事業 □⑤医療型児童発達支援事業 □⑥放課後等デイサービス事業
 □⑦障害児施設 □⑧その他（ ）

X 通園バスの状況（平成26年10月1日現在） ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

1. 通園バスの運行 □(1)有 □(2)無

2. 通園バスの所有の有無

- (1) 通園バスを自己所有し、職員が運転をしている
 □(2) 通園バスを自己所有し、運転は委託している
 □(3) 全てを委託している
 □(4) その他（ ）

3. 通園バスの運行台数および車種

車種	大型バス	マイクロバス	ワゴン車	その他の車種	計
台数	台	台	台	台	台

4. 1日の走行キロ数（複数運行の場合は合計キロ数） [] キロメートル

5. 片道平均所要時間（複数運行の場合は1台あたりの平均時間） [] 分

6. 運転者の状況

内 訳	人 数	職 種 名
① 専任運転手	人	
② 職員の兼務	人	
③ 嘱託運転手	人	

7. 添乗者の状況（運転者を除く）

※運転者のみの場合は無とする。

- (1) 添乗者の有無 □①有 □②無 ※保護者は添乗者と数えない。
 (2) 添乗者の人数 1台につき [] 人

8. 通園バスの利用状況について ※合計数は、I-8(2)の在籍児数◎と一致すること。

(1) 通園バスで通園している	人
(2) 自家用車で通園している	人
(3) 公共交通機関で通園している	人
(4) 徒歩或いは自転車で通園している	人
(5) その他（ ）	人
計	◎ 人

XI 給食の状況

1. 給食の状況 ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

- (1) 自園調理をしている (自園に調理室がある)
- (2) 外部委託をしている ①全て外部委託 ②加熱程度の調理はできる ③その他 ()
- (3) 給食提供はしていない ⇒ 設問XIIへお進み下さい
- (4) その他 ()

2. 特別食の状況 ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

- (1) 障害に合わせてきざみ・流動食などを行っている
- (2) 偏食に対応して別メニューや特別に温めるなどの対応をしている
- (3) 行事食を提供している
- (4) 子どもが選択できるように何種類かメニューがある
- (5) アレルギー食の対応をしている ⇒ アレルギー食対象児 ()
 - ①エピペンを常備している ⇒ エピペン使用対象児 ()
 - ②エピペンは常備していない
- (6) おやつを提供をしている
- (7) 経管栄養を行っている ⇒ 経管栄養対象児 ()
- (8) その他 ()

3. 提供場面状況 ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

- (1) クラスごとに食べている
- (2) 園全体で食べている (場所)
- (3) 障害の状況やグループによって食べている
- (4) 子どもの状況によっては、マン・ツーマンで対応している ⇒ マン・ツーマン対象児 ()

XII その他

1. ボランティアについて ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

ボランティアの参加の有無について

①有 ②無

①有の場合

- ①日常的に参加している
- ②行事などで参加している

②有の場合の導入の実施主体

- ①施設から参加をお願いする
- ②ボランティアから参加する
- ③双方から参加している
- ④場合による

…………ご協力ありがとうございました…………